

# 粕屋町男女共同参画計画



## はじめに



近年、少子高齢化、不安定な経済状況、環境問題の広がりなど、私たちの町を取り巻く社会情勢は急速に変化しています。そのような変化に対応し、活力ある豊かな地域づくりを目指していくには、性別に関わりなく、自由な意思で自らの生き方を選択し、個性を輝かせ、持てる力を存分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが強く求められています。

とりわけ、若い子育て世代が住民の多くを占める粕屋町にとっては、この男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題であり、町としても「第4次粕屋町総合計画」に基づき町民の意識の醸成や、諸施策の充実を図ってまいりました。

しかしながら、平成26年8月に実施しました「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣習がまだまだ根強く残っていることなどが明らかとなりました。また、女性に対する暴力の防止など、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されているのが現状です。

こうした現状と課題を踏まえ、このたび「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画」を策定いたしました。本計画は今後、町と町民の皆様とが協働して取り組むべき男女共同参画社会の実現に向けての基本方針や具体的な諸施策を示しています。町民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご討議、ご提言をいただきました粕屋町男女共同参画計画策定委員の皆様、意識調査等で貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、ご協力をいただきました全ての方々に心より感謝を申し上げます。

平成27年3月

粕屋町長 因 清 範



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

- 1. 計画策定の趣旨-----1
- 2. 計画の背景-----1

## 第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

- 1. 人口等の基礎的な状況-----7
- 2. 意識調査からみた粕屋町の現状-----11

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念-----17
- 2. 基本目標・主要課題-----17
- 3. 計画の位置づけ-----18
- 4. 施策の体系-----19

## 第4章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり-----21
  - 主要課題（1）男女共同参画社会に向けた意識啓発-----21
  - 主要課題（2）男女共同参画を推進する教育活動の充実-----23
- 基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり-----26
  - 主要課題（1）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保-----26
  - 主要課題（2）ワーク・ライフ・バランスの推進-----29
  - 主要課題（3）困難な状況に置かれている人への支援-----32
  - 主要課題（4）政策・方針決定の場への女性の参画促進-----34
  - 主要課題（5）地域・防災分野における男女共同参画の推進-----36
- 基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり  
～配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画～-----38
  - 主要課題（1）性に関するあらゆる暴力の根絶-----38
  - 主要課題（2）生涯を通じた健康支援-----43

## 第5章 計画の推進

- 1. 条例の制定-----45
- 2. 推進体制の整備-----45
- 3. 計画の期間-----45
- 4. 計画の点検・評価-----46

## 資 料 編

粕屋町男女共同参画計画 策定経過	47
粕屋町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	48
委員会委員名簿	49
男女共同参画社会基本法	50
粕屋町のデータ	67
用語解説	73

# 第1章 計画策定の趣旨と背景

---





# 第1章 計画策定の趣旨と背景

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きとも連動しながら着実に進められてきました。また、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。加えて、近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の施行や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定など、多様な課題に対する新たな取組が求められている状況も発生してきております。

粕屋町では、「第4次粕屋町総合計画」に基づき、男女共同参画に関わる諸施策を、活力あるまちづくりと一体的に推進しているところです。しかし、意識調査によればいまだに固定的な性別役割分担意識\*やそれに基づく社会慣行などが根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて多くの課題が残されております。

男女共同参画社会の形成を進めるための施策は、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、企業活動など、広範囲において多岐にわたっています。そこで、男女共同参画に関する様々な施策の体系化と総合的・計画的な事業の推進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層充実させていくために「粕屋町男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2. 計画の背景

### (1) 国際的な取組

国連は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と提唱し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択、1976年（昭和51年）から1986年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」と宣言して、様々な女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組を展開しています。

その後、国連では1995年（平成7年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」及び1996年（平成8年）までに各国が行動計画を策定するよう求めた「行動綱領」が採択されています。

さらに、2000年（平成12年）に開催された国連本部（ニューヨーク）における国連特別総会では「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択され、2005年（平成17年）には、ニューヨークで「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）が国連特別総会として開催されています。また、最近では2011年（平成23年）に、「ジェンダー\*平等と女性のエンパワーメント\*のための国連機関（UN Women）」が発足するなど、一層の取組が進められています。

\* 固定的な性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。（詳細内容は73ページ）

\* ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。（詳細内容は74ページ）

\* エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。（詳細内容は73ページ）

## (2) 国内の動き

これを受けて日本国内では、1975年（昭和50年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」が批准されたことを受けて、労働省により「男女雇用機会均等法」（1985年：昭和60年）、「育児休業法」（1991年：平成3年）が成立し、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」など男女共同参画に関する法律や計画が、施策の実現に向けて整備されました。

2000年（平成12年）には、男女共同参画社会基本法に基づく初めての行動計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV\*防止法）」が制定されました。さらに、2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」も成立し、女性の権利擁護や子育て支援に対する法整備が行われました。

2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画」が改定され、2007年（平成19年）には「女性の再チャレンジ支援事業」が開始され、同年、男女ともに家庭と職業の責任を担うことを可能にする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）憲章」の制定や、「少子化と男女共同参画に関する提言」が出されました。

2010年（平成22年）12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、これまでの取組に対する反省とともに、喫緊に取り組むべき課題として「分野や実施主体の特性等に応じた実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）\*の推進」、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」、「雇用・セーフティネット\*の構築」、「推進体制の強化」が挙げられています。

### \* DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある又は過去に親密な関係にあった者からの身体的、心理的、性的暴力。（詳細内容は74ページ）

### \* ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。（詳細内容は76ページ）

### \* ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）

男女労働者の間に生じている差を解消しようと、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関など社会のあらゆる分野で行う自主的かつ積極的な取組。（詳細内容は75ページ）

### \* セーフティネット

安全網と訳され、様々な出来事や事柄に備え用意された制度などをいう。（詳細内容は74ページ）

### (3) 福岡県の動き

福岡県では、国の施策に従い男女共同参画への取組が実施されてきました。1978年（昭和53年）に、「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、1979年（昭和54年）に「婦人対策室」が設置されました。

1980年（昭和55年）には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」、1986年（昭和61年）には「第2次福岡県行動計画」が策定されました。1996年（平成8年）には「第3次福岡県行動計画」が策定されるとともに、「福岡県女性総合センター あすばる」（現：福岡県男女共同参画センター あすばる）が開館し、県内の男女共同参画に関する拠点づくりがなされました。

2000年（平成12年）には、条例及び計画についての検討、提言を行うための機関として「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」が設置され、2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。その後、2002年（平成14年）に「福岡県男女共同参画計画」、2005年（平成17年）に「福岡県次世代育成支援行動計画」（2010年（平成22年）改定）、2006年（平成18年）に「第2次福岡県男女共同参画計画」と「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」など女性の権利擁護や子育て支援に対する様々な実施計画の策定が行われました。

2011年（平成23年）には、「第3次福岡県男女共同参画計画」、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されています。



## 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世 界	日 本	福 岡 県
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (世界行動計画採択)	9月 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)			
1977年 (昭52)		1月「国内行動計画」策定 10月「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)			6月「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月「婦人対策室」設置
1980年 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界 会議開催〔コペンハーゲン〕 (女子差別撤廃条約署名式)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に 関する提言」提出 11月「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内 法制整備準備	5月「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の 展開と課題」報告書提出
1983年 (昭58)	2月「国連婦人の10年」1985年 世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正 する法律公布 (S60.1.1 施行)	
1985年 (昭60)	7月「国連婦人の10年」最終年 世界会議開催〔ナイロビ〕 (「西暦2000年に向けての婦人の地 位向上のための将来戦略」採択)	5月「男女雇用機会均等法」公布 6月「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上 に関する提言」提出
1986年 (昭61)		4月「男女雇用機会均等法」施行	4月「婦人対策室」が「婦人対策課」へ 組織改正第2次行動計画策定
1987年 (昭62)		5月「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上 に関する提言」を提出
1988年 (昭63)		4月「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元)		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来 戦略の実施に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		5月「新国内行動計画」(第1次改定) 策定 「育児休業法」公布	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月「婦人関係行政推進会議」から「女性 行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」 から「女性政策懇話会」へ、「婦人対 策課」から「女性政策課」へ名称 変更
1992年 (平4)		4月「育児休業法」施行	
1993年 (平5)			
1994年 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府 に「男女共同参画室」と「男女共同 参画審議会」設置	
1995年 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月「育児休業法」改正(介護休業制度 の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画 策定に向けて」
1996年 (平8)		7月「男女共同参画ビジョン」答申 12月「男女共同参画2000年プラン」 策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター」開館

年	世 界	日 本	福 岡 県
1997年 (平9)		6月「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平10)			
1999年 (平11)		4月「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月「男女共同参画社会基本法」公布、 施行	
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	5月「ストーカー行為等の規制等に関する 法律」公布 12月「男女共同参画基本計画」策定	9月「福岡県男女共同参画社会づくり検討 委員会」設置
2001年 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 4月「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月「女性政策課」が「男女共同参画推進 課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参 画行政推進会議」へ名称変更 5月「福岡県男女共同参画社会づくり検討 委員会」提言 10月「福岡県男女共同参画推進条例」公布 施行
2002年 (平14)		4月「配偶者暴力防止法」全面施行	1月「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平15)		7月「次世代育成支援対策推進法」 公布・一部施行	4月「福岡県女性総合センター」が「福岡 県男女共同参画センター」へ名称変更
2004年 (平16)		5月「配偶者暴力防止法」改正（保護命令 の拡充など） 12月「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正（休業制度 の拡充）	
2005年 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委 員会)(ニューヨーク)	4月「次世代育成支援対策推進法」 全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月「男女共同参画基本計画(第2次)」 閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第2次福岡県男女共同参画計画につ いての考え方」
2006年 (平18)		6月「男女雇用機会均等法」改正	3月「第2次福岡県男女共同参画計画」 策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平19)		4月「改正男女雇用機会均等法」施行 7月「配偶者暴力防止法」改正（保護命令 の拡充など）	
2008年 (平20)		1月「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月「育児・介護休業法」改正（短時間勤 務制度導入の義務付けなど） 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)		6月「改正育児・介護休業法」施行 12月「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考 え方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基本計 画の考え方について」
2011年 (平23)	1月 ジェンダー平等と女性のエンパワ メントのための国連機関 (UN Women) 発足		1月「第2次福岡県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基本計 画」策定 2月「第3次福岡県男女共同参画計画」 策定

年	世 界	日 本	福 岡 県
2012年 (平 24)		6月「女性の活躍促進による経済活性化」 行動計画」策定	
2013年 (平 25)		2～ 若者・女性活躍推進フォーラム開催 5月「我が国の若者・女性の活躍推進のた めの提言」提出 7月「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律」改正（平成 26年1月施行）	
2014年 (平 26)			

## 第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

---





## 第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

### 1. 人口等の基礎的な状況

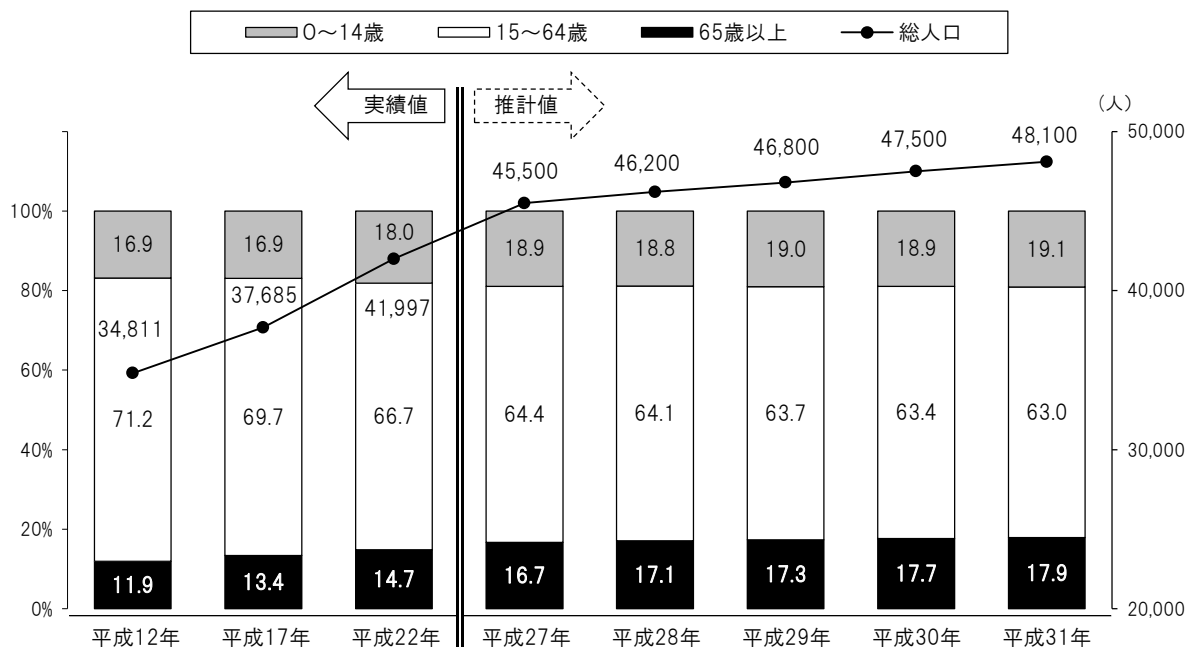
#### (1) 人口の推移

##### ① 粕屋町の人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、平成12年は34,811人でしたが平成17年は37,685人、平成22年は41,997人と大きく増加しています。

粕屋町総合計画による将来人口では、平成27年に45,500人、平成31年には48,100人と今後も増加が見込まれています。

＜粕屋町の人口の推移＞



(単位:人)	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	34,811	37,685	41,997	45,500	46,200	46,800	47,500	48,100
0～14歳	5,871	6,360	7,572	8,600	8,700	8,900	9,000	9,200
15～64歳	24,777	26,283	28,007	29,300	29,600	29,800	30,100	30,300
65歳以上	4,146	5,032	6,190	7,600	7,900	8,100	8,400	8,600

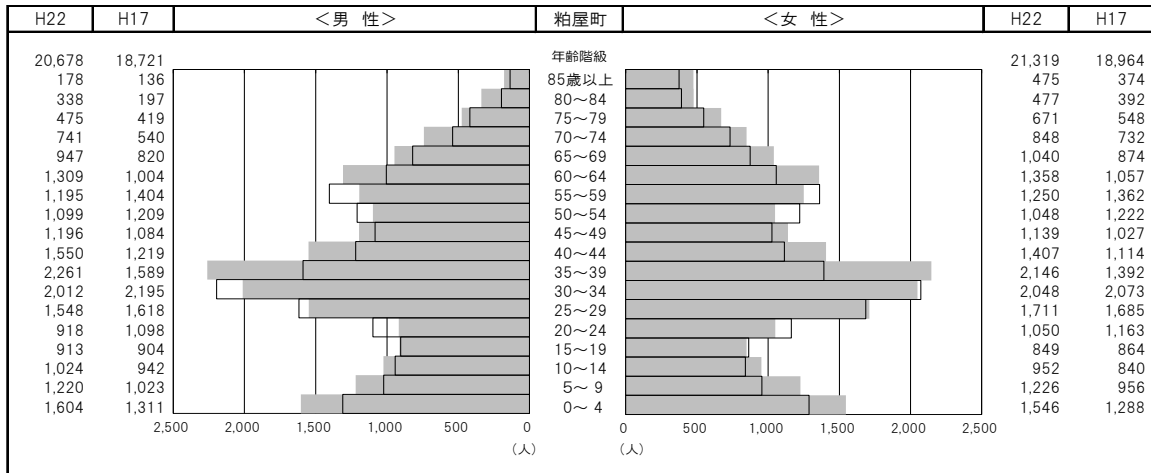
注)総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない。

資料)各年国勢調査、平成27～31年は粕屋町総合計画の将来人口より

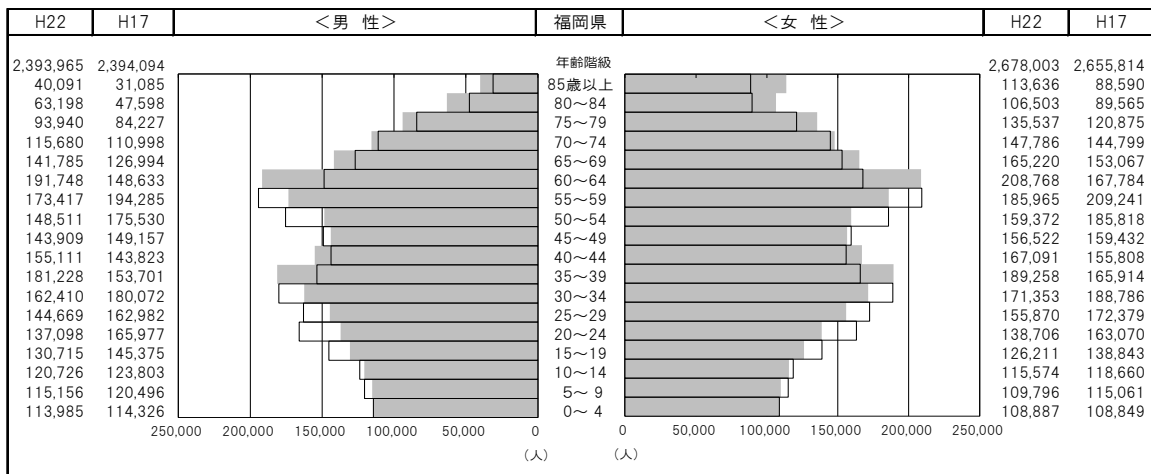
② 5歳階級人口ピラミッド

平成22年における粕屋町の5歳階級別人口をみると、男女とも子育て世帯である30歳台の人口が最も多くなっています。また、平成17年からの推移をみると、0歳～4歳の乳幼児の人口が大きく増加しており、この傾向は福岡県とは大きく異なっています。

＜粕屋町の5歳階級人口ピラミッド＞



＜福岡県の5歳階級人口ピラミッド＞



注)計は年齢不詳を含む

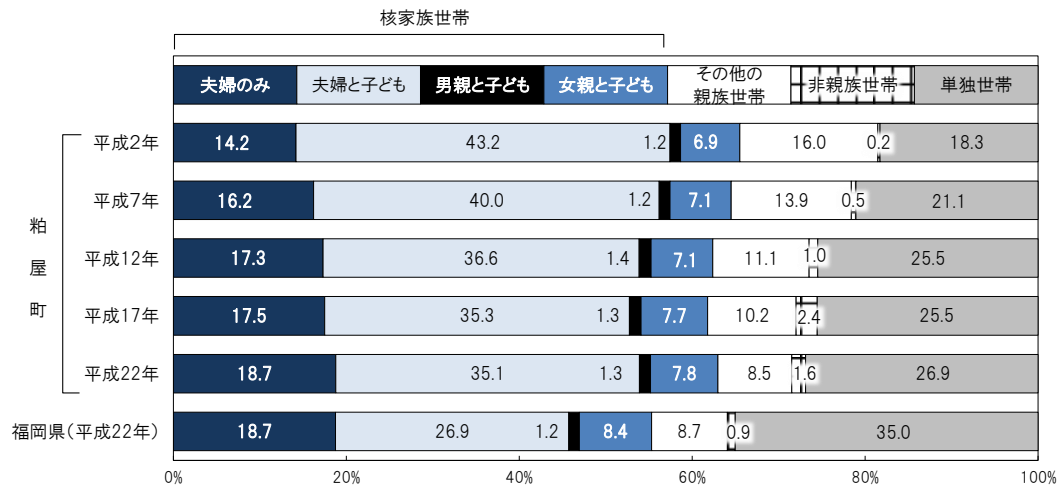
【凡例】 ■平成22年国勢調査 □平成17年国勢調査

## (2) 家族類型別一般世帯数（家族形態）の推移

平成2年から平成22年までの家族類型別一般世帯数の推移をみると、平成2年には43.2%であった「夫婦と子ども世帯」の割合が平成22年には35.1%と8.1ポイント減少しています。同様に、「その他の親族世帯」の割合も7.5ポイント減少しています。一方で、「単独世帯」の割合が増加し、平成2年から平成22年までで8.6ポイント増加しています。

福岡県と比較すると、粕屋町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低いことから、子育て家庭の割合が高いといえます。

＜家族類型別一般世帯数の推移＞



		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
		実数(世帯)	構成比	実数(世帯)	構成比	実数(世帯)	構成比	実数(世帯)	構成比	実数(世帯)	構成比
粕屋町	一般世帯総数	9,292	100%	10,493	100%	12,620	100%	14,098	100%	16,220	100%
	核家族世帯										
	夫婦のみ	1,319	14.2%	1,702	16.2%	2,183	17.3%	2,465	17.5%	3,040	18.7%
	夫婦と子ども	4,018	43.2%	4,195	40.0%	4,614	36.6%	4,971	35.3%	5,688	35.1%
	男親と子ども	113	1.2%	129	1.2%	175	1.4%	190	1.3%	210	1.3%
	女親と子ども	637	6.9%	744	7.1%	899	7.1%	1,085	7.7%	1,263	7.8%
	その他の親族世帯	1,484	16.0%	1,456	13.9%	1,407	11.1%	1,444	10.2%	1,383	8.5%
	非親族世帯	22	0.2%	56	0.5%	128	1.0%	342	2.4%	256	1.6%
単独世帯	1,699	18.3%	2,211	21.1%	3,214	25.5%	3,601	25.5%	4,356	26.9%	
福岡県	一般世帯総数	1,623,805	100%	1,774,183	100%	1,906,862	100%	1,984,662	100%	2,106,654	100%
	核家族世帯										
	夫婦のみ	260,525	16.0%	305,350	17.2%	346,517	18.2%	369,671	18.6%	394,489	18.7%
	夫婦と子ども	595,046	36.6%	594,657	33.5%	589,607	30.9%	578,203	29.1%	567,730	26.9%
	男親と子ども	17,271	1.1%	19,664	1.1%	22,350	1.2%	24,783	1.2%	25,105	1.2%
	女親と子ども	112,653	6.9%	126,159	7.1%	144,850	7.6%	163,301	8.2%	176,112	8.4%
	その他の親族世帯	241,211	14.9%	233,122	13.1%	218,615	11.5%	206,523	10.4%	183,962	8.7%
	非親族世帯	3,253	0.2%	5,178	0.3%	8,206	0.4%	12,150	0.6%	19,646	0.9%
単独世帯	393,846	24.3%	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,031	31.7%	736,339	35.0%	

注) 構成比は一般世帯を100とした時の比率。世帯数は世帯類型「不詳」を含む。

資料) 各年国勢調査

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

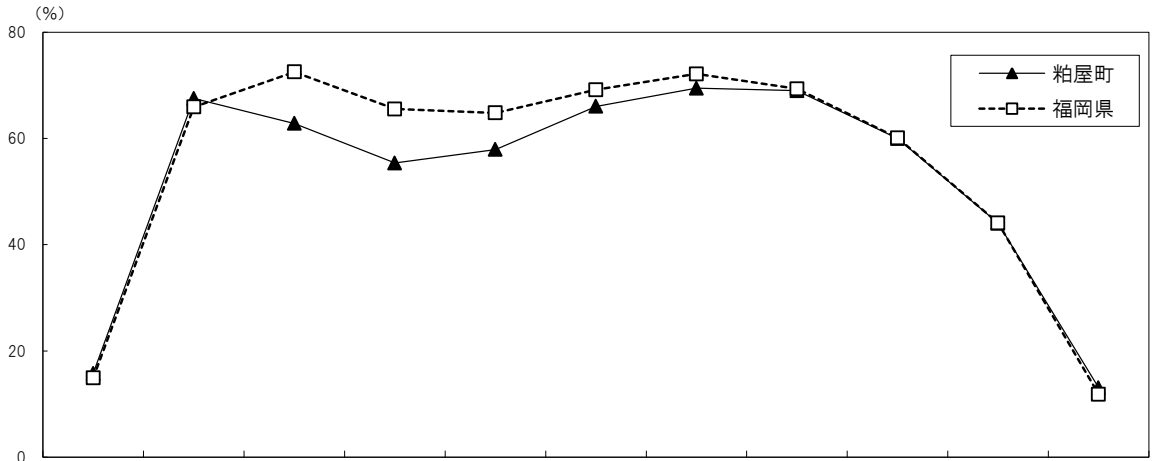
- A 親族世帯…2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
- B 非親族世帯…2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。
- C 単独世帯…世帯人員が1人の世帯。

今回は、親族世帯を5区分し、全体で7区分類型としています。

### (3) 女性の就業率

平成 22 年における粕屋町と福岡県の女性の年齢階級別労働力率を比較すると、25～39 歳の層で大きく差がみられ、粕屋町はM字カーブ\*の傾向が顕著にあらわれています。

＜女性の年齢階級別労働力率(粕屋町・福岡県)＞



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
(人) 実数	粕屋町	134	709	1,075	1,134	1,243	929	791	723	750	598	459
	福岡県	18,828	91,434	113,020	112,314	122,678	115,555	112,913	110,485	111,793	92,068	79,285
(% 構成比)	粕屋町	15.8	67.5	62.8	55.4	57.9	66.0	69.4	69.0	60.0	44.0	13.1
	福岡県	14.9	65.9	72.5	65.5	64.8	69.2	72.1	69.3	60.1	44.1	11.9

資料：平成22年国勢調査

### (4) 方針決定の場への女性の参画状況

粕屋町における女性の方針決定の場への参画状況をみると、審議会等の総委員数に占める女性比率は 28.5%であり、県内市町村の平均 (29.1%) をやや下回っています。

＜女性の方針決定の場への参加状況＞

	審議会等数	総委員数		女性比率 (%)	前年度伸び率		
		うち女性委員を含む数	うち女性委員等数				
粕屋町	18	13	186	28.5	3.0		
粕屋郡内の他町	宇美町	17	9	168	31	18.5	5.7
	篠栗町	13	9	116	26	22.4	△ 3.9
	志免町	21	19	225	77	34.2	0.2
	須恵町	11	7	103	21	20.4	5.3
	新宮町	16	12	174	38	21.8	1.5
	久山町	8	4	54	17	31.5	0.6
福岡県計	1,692	1,419	20,794	6,051	29.1	1.5	

※数値は平成26年4月1日現在

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)」(内閣府)

#### \* M字カーブ

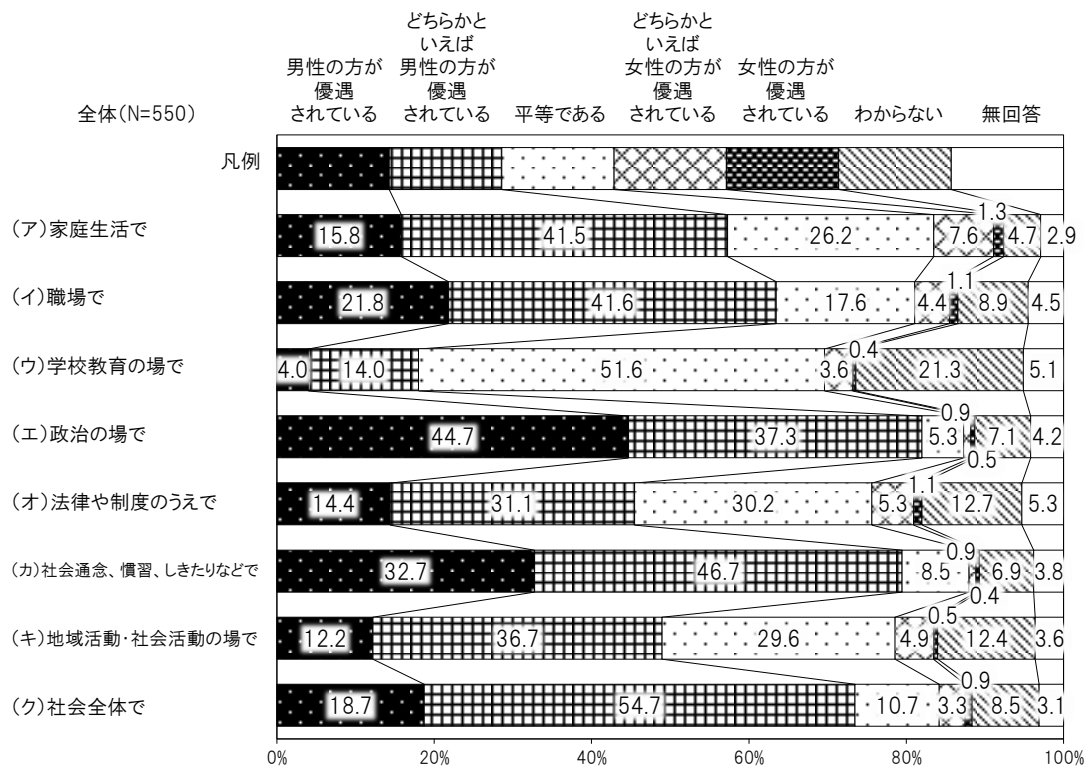
日本人女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれる M 字型。(詳細内容は 73 ページ)

## 2. 意識調査からみた粕屋町の現状

### (1) 男女平等に関する意識

社会のあらゆる分野における男女の地位の平等について尋ねたところ、分野により差はあるものの、全体的には、『男性の方が優遇されている』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合算）と思う人が、『女性の方が優遇されている』と思う人を上回っています。特に、「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたりなど」では、『男性の方が優遇されている』と思う人が、約8割を占めています。

＜各分野での男女の地位の平等について＞

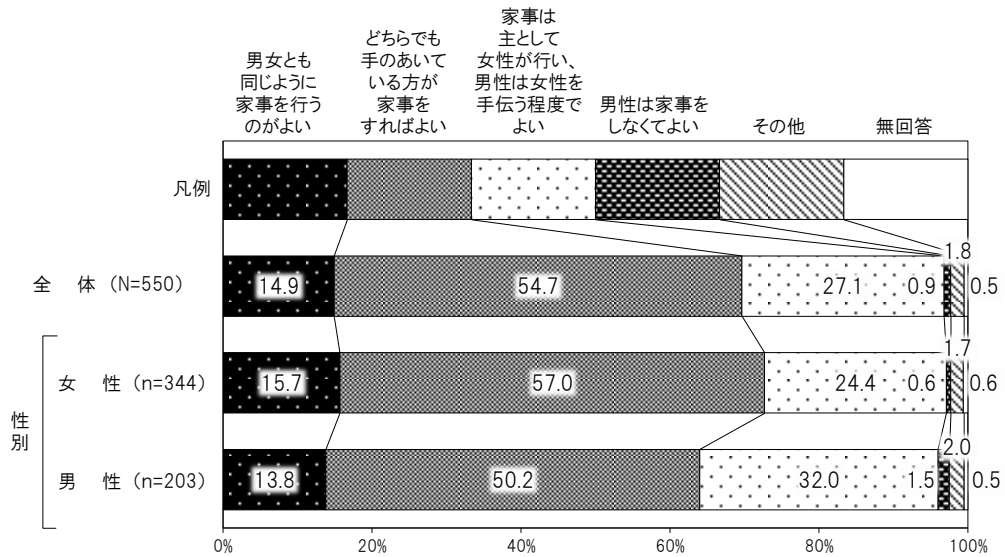


## (2) 家庭生活について

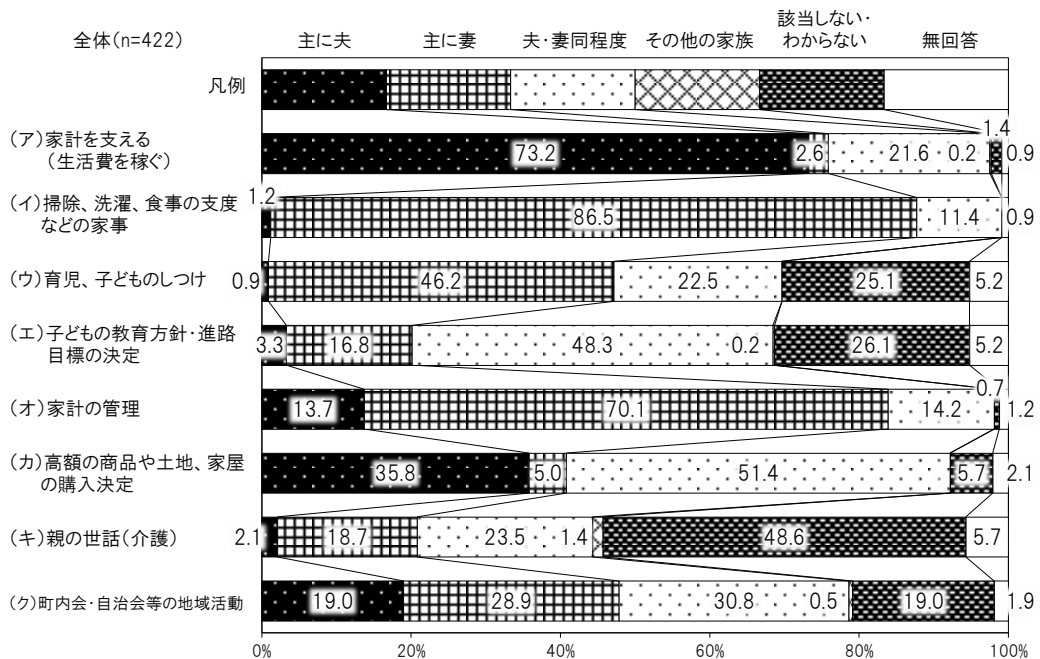
家事を男女で分担することについて尋ねたところ、「どちらでも手のあいている方が家事をすればよい」(54.7%) と考える人が過半数を占めるものの、「家事は主として女性が行い、男性は女性を手伝う程度でよい」(27.1%) と考える人が4人に1人みられます。

一方、家庭内における役割分担をみると、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」、「家計の管理」、「育児、子どものしつけ」については、『主に妻』が中心であり、固定的役割分担の意識は強く残っているといえます。

＜家事を男女で分担することについて＞



＜家庭における分担＞



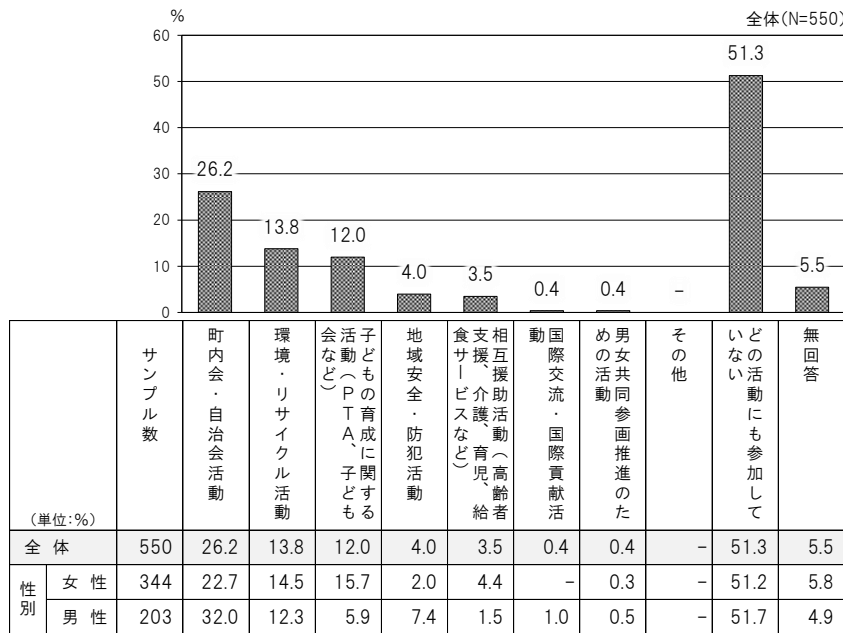
### (3) 地域活動について

#### ①地域活動への参加状況

地域活動への参加状況を尋ねたところ、「町内会・自治会活動」(26.2%)が最も高く、次いで「環境・リサイクル活動」(14.5%)、「子どもの育成に関する活動(PTA、子ども会など)」(12.0%)となっています。しかし、「どの活動にも参加していない」(51.3%)が半数以上を占めています。

性別にみると、女性は男性に比べ「子どもの育成に関する活動(PTA、子ども会など)」の割合が高くなっています。一方、男性は女性に比べ「町内会、自治会活動」の割合が高くなっています。

＜地域活動への参加状況＞

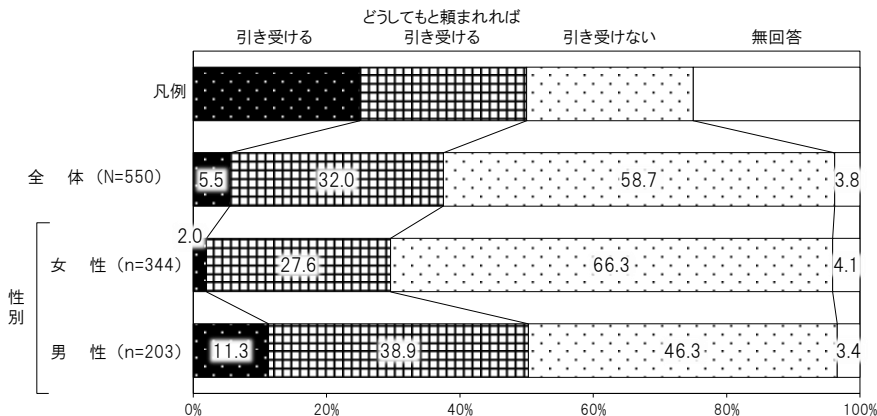


#### ②地域活動の団体の長や代表者として選ばれた場合の対応

地域活動の団体の長や代表者として選ばれたときの対応について尋ねたところ、『引き受ける』（「積極的に引き受ける」と「なるべく引き受ける」の合算）は、3割程度(29.4%)にとどまっています。

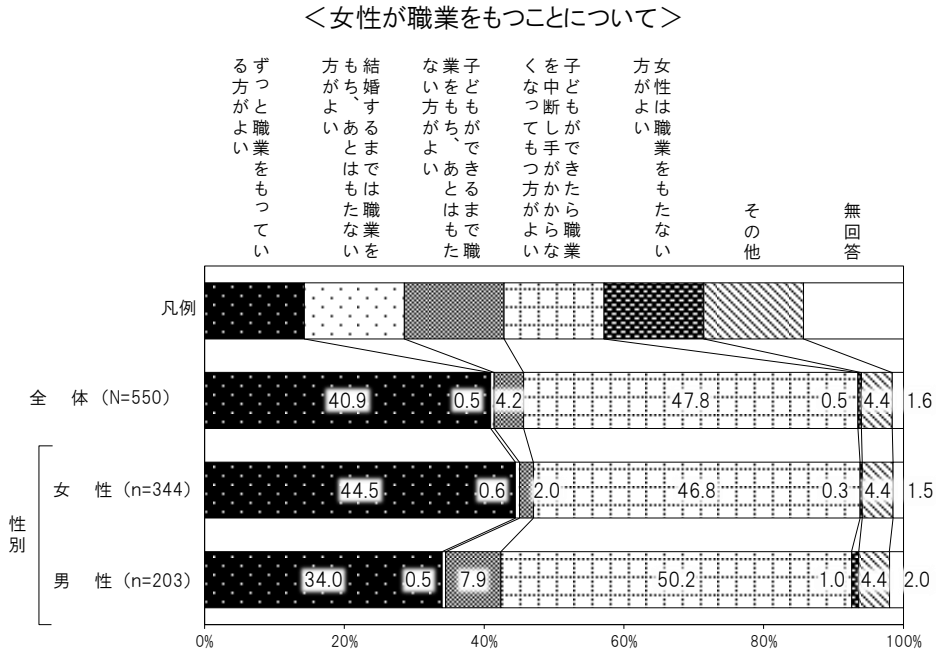
性別にみると、女性は男性に比べ『引き受ける』割合が低く、地域や団体のリーダーになることには消極的だといえます。

＜地域活動の団体の長や代表者として選ばれた場合の対応＞



(4) 職業について

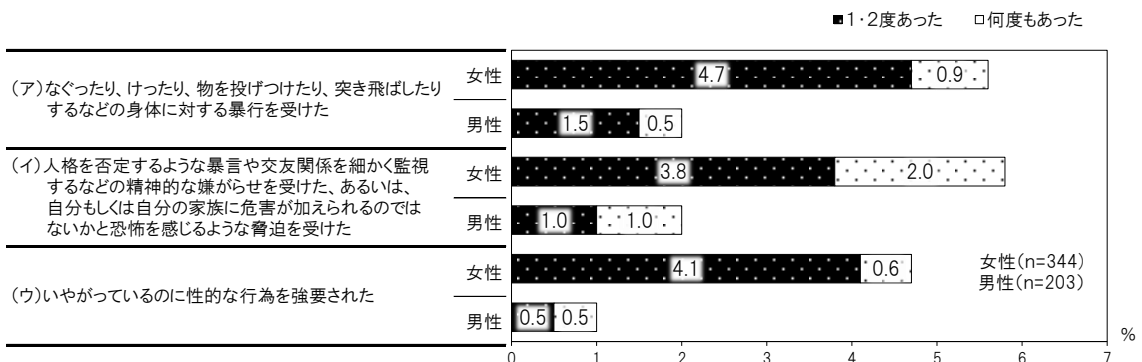
女性が職業をもつことに対する意識について尋ねたところ、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」(47.8%)、「ずっと職業をもっている方がよい」(40.9%)がそれぞれ4割以上を占めており、女性が職業をもつことに対する肯定的な意見が大半を占めています。



(5) セクシュアル・ハラスメントやDVについて

この1年間だけでも、DVをはじめとする男女間の暴力行為が多く発生しており、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく対策が喫緊の課題となっています。

＜この1年間のうち、配偶者・パートナー・恋人に受けたことがある行為＞

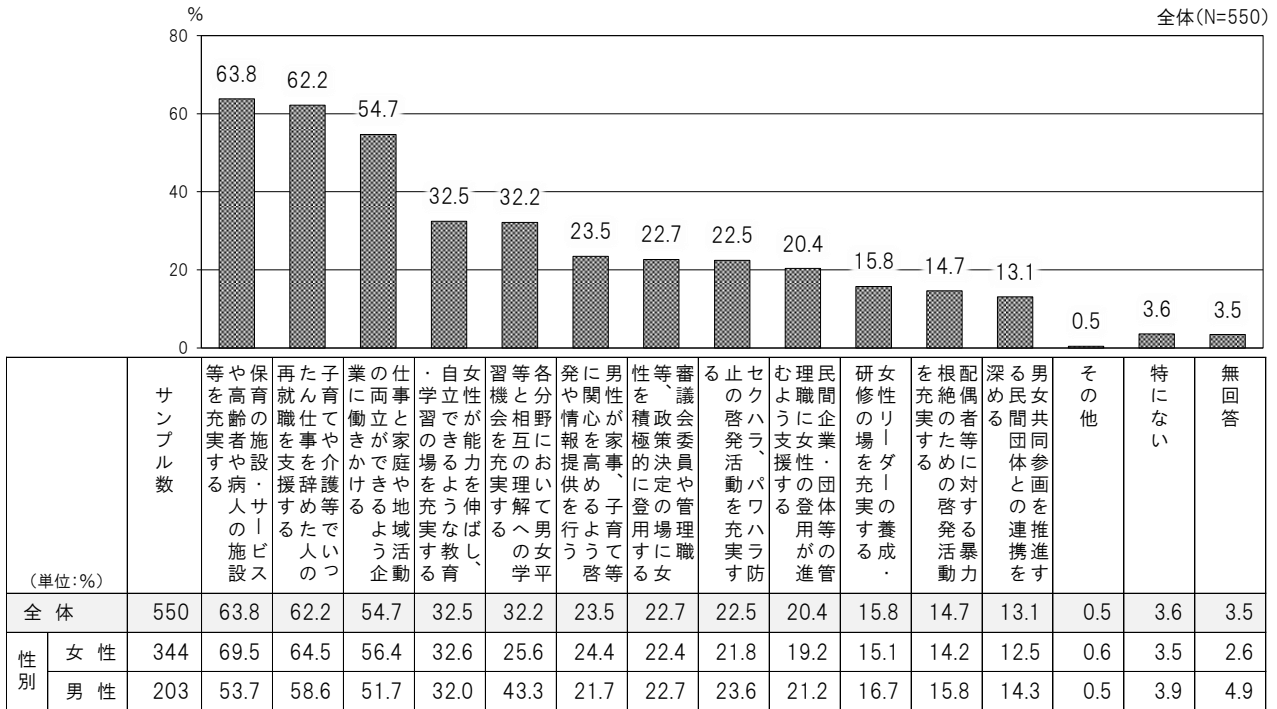




(6) 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会を実現するために粕屋町に望む施策をみると、「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設等を充実する」(63.8%)、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(62.2%)、「仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける」(54.7%)などが上位に挙がっており、子育てや介護に関する支援、子育て後の再就職、ワーク・ライフ・バランスの実現など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要だといえます。

＜男女共同参画社会を実現するために粕屋町に望む施策＞





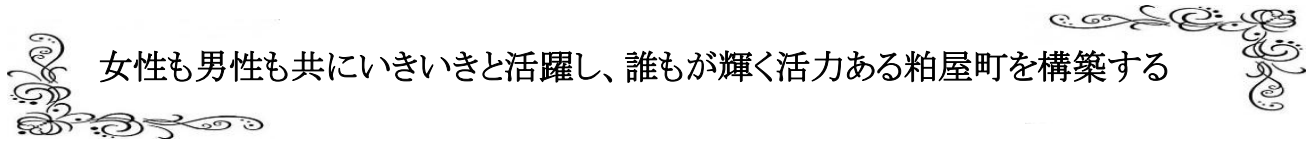
## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念



女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する



粕屋町では、全ての町民がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるまちづくりを推進していくことを基本的な理念として、男女共同参画社会の実現を図っていきます。また、男女共同参画基本法等で示された以下の6つの事項を具体的な基本理念として男女共同参画のまちづくりを推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調
- (6) DV等の防止とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*の推進

### 2. 基本目標・主要課題

本計画では、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて目指すべき基本目標及び克服すべき主要課題を次のように設定します。

#### 基本目標Ⅰ：男女共同参画社会実現のための意識づくり

- 主要課題 (1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発  
主要課題 (2) 男女共同参画を推進する教育活動の充実

町民の男女平等の意識を育て、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を發揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての啓発・教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

#### 基本目標Ⅱ：男女が共に能力を發揮し、支え合う社会づくり

- 主要課題 (1) 雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保  
主要課題 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進  
主要課題 (3) 困難な状況に置かれている人への支援  
主要課題 (4) 政策・方針決定の場への女性の参画促進  
主要課題 (5) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。(詳細内容は76ページ)

男女が平等に個性や能力を發揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。

また、ひとり親家庭等、多様な家庭が安心して暮らせるような支援を目指します。

さらに、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

<b>基本目標Ⅲ：男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり</b>
--

主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶
-----------------------

主要課題（２）生涯を通じた健康支援
-------------------

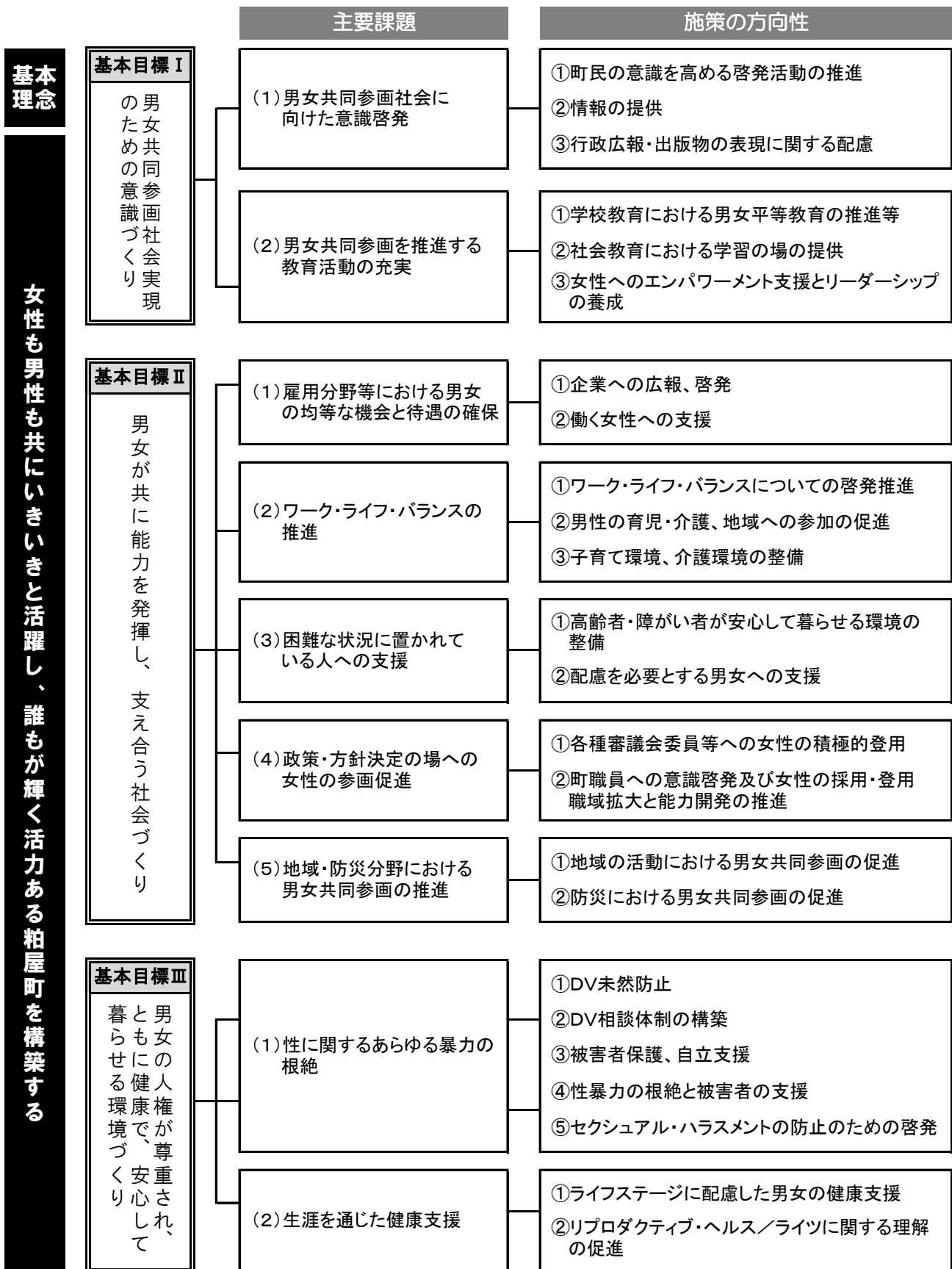
「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）をはじめとするあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進やDV防止等に関する啓発、被害者への支援等の充実を図ります。

また、男女が互いの性差や「性と生殖に関し健康的生活を営む権利の尊重」等を理解した上で、生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。

### 3. 計画の位置づけ

- （１）本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、粕屋町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策の指針となるものです。
- （２）本計画は、「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」の結果や「粕屋町男女共同参画計画策定委員会」の審議及びパブリックコメントの提言を受けて、粕屋町の男女共同参画社会の実現に向け、「基本理念」のもとに3つの「基本目標」と9つの「主要課題」を掲げ、課題解決に向けた施策の方向性と具体的な事業を体系的に位置付けた実施計画として示しています。
- （３）本計画は、「第4次粕屋町総合計画」をはじめとする各種計画等との整合性を図るとともに、町民の理解と協力を得つつ、町民、企業、各種団体、行政等が一体となって推進するものです。
- （４）本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含むものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの防止と、被害者の保護・自立支援に関する施策を示しています。

## 4. 施策の体系



\* 基本目標Ⅲは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を兼ねる。





## 第4章 計画の内容

---



## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

#### 主要課題（1）男女共同参画社会に向けた意識啓発

##### 【現状と課題】

人々の意識の中に長い間時間をかけて形成されたものに、「性別役割分担意識」というものがあります。

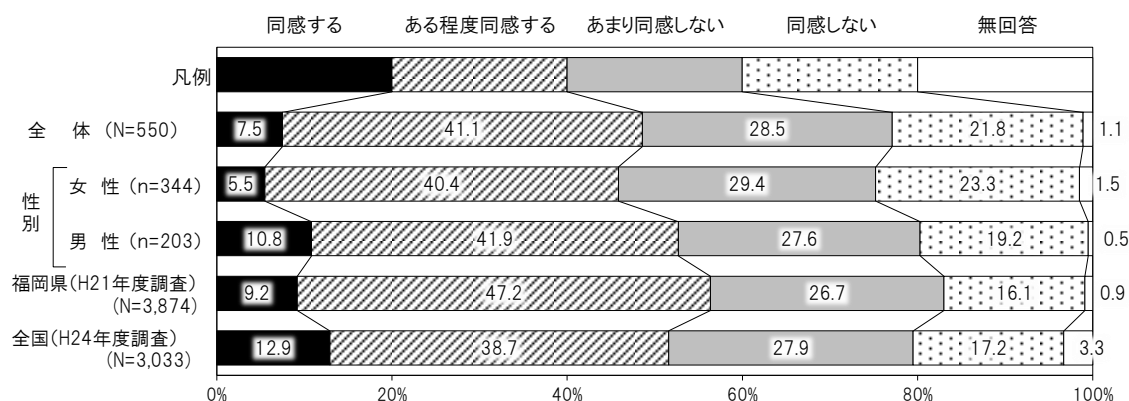
具体的には「男は仕事、女は家庭」という意識等を指しますが、男女共同参画社会を実現する中で、このことが大きな障害のひとつになっています。

町民意識調査においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方について『同感する』（「同感する」、「ある程度同感する」の合算）は48.6%、『同感しない』（「あまり同感しない」、「同感しない」の合算）は50.3%と拮抗していますが、女性が男性に比べ『同感しない』が多くみられます。また、「男女共同参画社会」という用語の認知率は48.0%と半数にとどまっています。

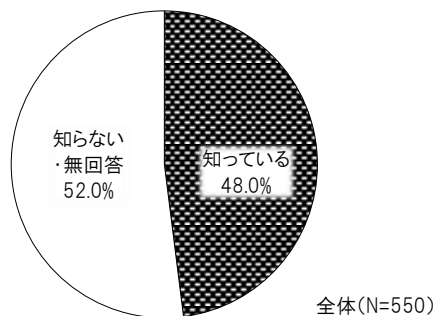
男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識改革はとても重要です。

今後は、町民の身近な場所での啓発、情報提供などを積極的に推進していくとともに、講座、講演会の充実や町が発行する文書等でのジェンダーにとらわれない表現の使用、パンフレットの作成などを通じて、行政が先導的な役割を果たしていきます。

<「男は仕事、女は家庭」という考え方について>



<「男女共同参画社会」という用語の認知率>



## ▽施策の方向

### 【I-1-① 町民の意識を高める啓発活動の推進】

事業名	施策概要	担当課
広報等による情報提供	広報紙及びホームページ等各種媒体を活用し、日常的な啓発を行います。	協働のまちづくり課
啓発パンフレット等の作成	住民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、啓発に努めます。	協働のまちづくり課
男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種講座や講演会等を開催します。	協働のまちづくり課

### 【I-1-② 情報の提供】

事業名	施策概要	担当課
男女共同参画関連情報の積極的な提供	広報紙・ホームページ等を通じ、男女共同参画に関する取組、法令等をわかりやすく解説するとともに、情報を積極的に提供します。	協働のまちづくり課
関連図書等の収集と紹介	男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、紹介します。	社会教育課 (図書館)

### 【I-1-③ 行政広報・出版物の表現に関する配慮】

事業名	施策概要	担当課
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	広報紙・ホームページ及び出版物の製作にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用を徹底します。	協働のまちづくり課
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない文書表現に関する指針の作成	行政文書等を社会的性別（ジェンダー）の視点から見直し、性別に偏りのない表現にするよう指針・マニュアル等を作成します。	協働のまちづくり課

## 主要課題（２）男女共同参画を推進する教育活動の充実

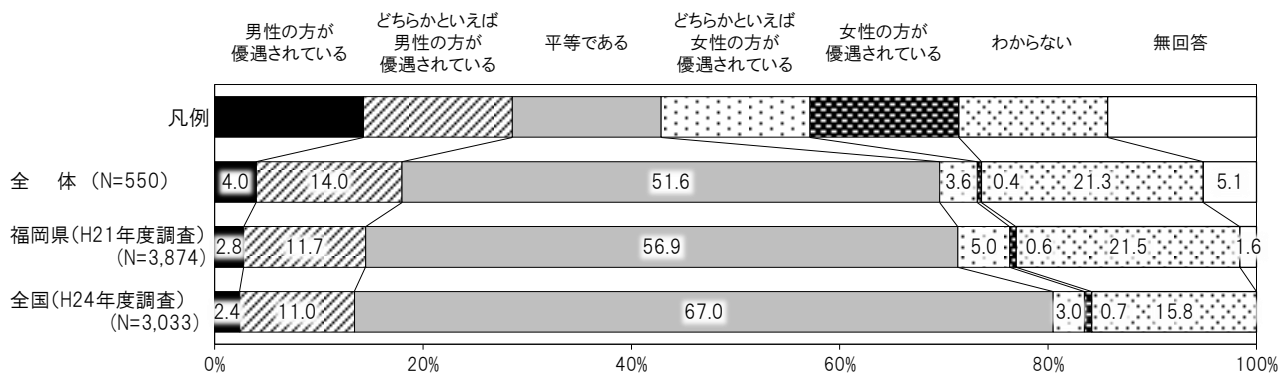
### 【現状と課題】

本来、子どもは性別にかかわらず、一人ひとりに多様な能力や様々な個性が備わっています。また、子どもは周囲の言動や考え方にすばやく順応し、良いことも悪いこともすぐ受け入れています。学校教育は子どもが社会性を培う中で非常に重要な役割を担っており、その中で指導者である教師などの言葉や態度は、子どもたちに大きな影響をあたえるものです。

町民意識調査の結果、学校教育の場においては 51.6%の人が「平等」と回答していますが、『男性のほうが優遇されている』（「優遇されている」と「どちらかといえば優遇されている」の合算）と回答する人が『女性のほうが優遇されている』（「優遇されている」と「どちらかといえば優遇されている」の合算）と回答する人より多くみられます。

今後は、子どもの成長過程において、「固定的性別役割分担意識」を助長しないような配慮が必要であり、「家庭」、「学校」、「地域」における男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが重要です。

＜学校教育の場における男女の平等感＞



## ▽施策の方向

### 【I-2-① 学校教育における男女平等教育の推進等】

事業名	施策概要	担当課
乳幼児期からの男女平等教育の推進	保育所、幼稚園に対し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない幼児教育の実践の働きかけを行います。	子ども未来課
学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に示す男女平等の理念に基づいた教育を行います。	学校教育課
男女平等教育に関する教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	学校教育課
進路指導の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実に努めます。	学校教育課
性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課
保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課 子ども未来課

### 【I-2-② 社会教育における学習の場の提供】

事業名	施策概要	担当課
子育て世代への啓発の推進	P T A行事等での講演会・研修会開催を利用して、子育て世代への啓発、情報提供に取り組みます。	社会教育課
地域・団体等の学習に対する啓発と支援	公民館等を使って行っている人権研修、生涯学習研修の中で男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課
出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課 社会教育課
男女共同参画週間における学習、啓発の推進	男女共同参画週間（6月23日～29日）には、ポスター掲示、ホームページに掲載し、週間の意識付けを行うと共に、セミナー等を開催し、学習、啓発を推進します。	協働のまちづくり課
各団体研修等での啓発の推進	各社会教育関連団体（P T Aなど）、老人クラブ等で行われる研修の内容について男女共同参画の視点から啓発や助言、指導を行います。	協働のまちづくり課

【I-2-③ 女性へのエンパワーメント支援とリーダーシップの養成】

事業名	施策概要	担当課
女性へのエンパワーメント支援 とリーダーシップの養成	講座やセミナーの開催、又はその情報提供を行います。	協働のまちづくり課



## 基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり

### 主要課題（1）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 【現状と課題】

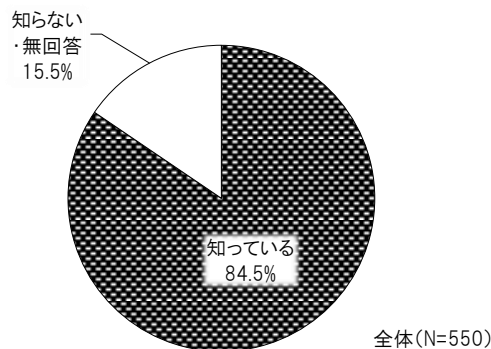
我が国における女性の労働力率は、M字カーブという欧米とは異なる特徴がみられます。これは、出産・育児期において女性がいったん就業を中断し、その後再就職するパターンが多いことを意味しています。

粕屋町における人口特性をみると、30代の子育て期の人口が多く、少子高齢化はあまり進んでいないもののM字カーブの特徴は顕著に現れています。また、町民意識調査の結果をみると、現在の職場で女性が男性に比べて不当に差別されていると思うこととして、「昇進、昇格に格差がある」（13.5%）、「賃金に格差がある」（13.3%）、「結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある」（12.4%）、「能力を正當に評価しない」（10.7%）などが多く回答されており、女性が男性に比べその傾向が強くみられます。

雇用の分野においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）\*」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」などにより法整備の充実が図られています。

今後は、女性と男性が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じた待遇を受ける社会をめざすため、女性労働者の能力開発と意識啓発のための学習機会を提供するなど、女性が生きがいを持って働くことができる環境を整備することが必要です。

<「男女雇用機会均等法\*」の認知率>

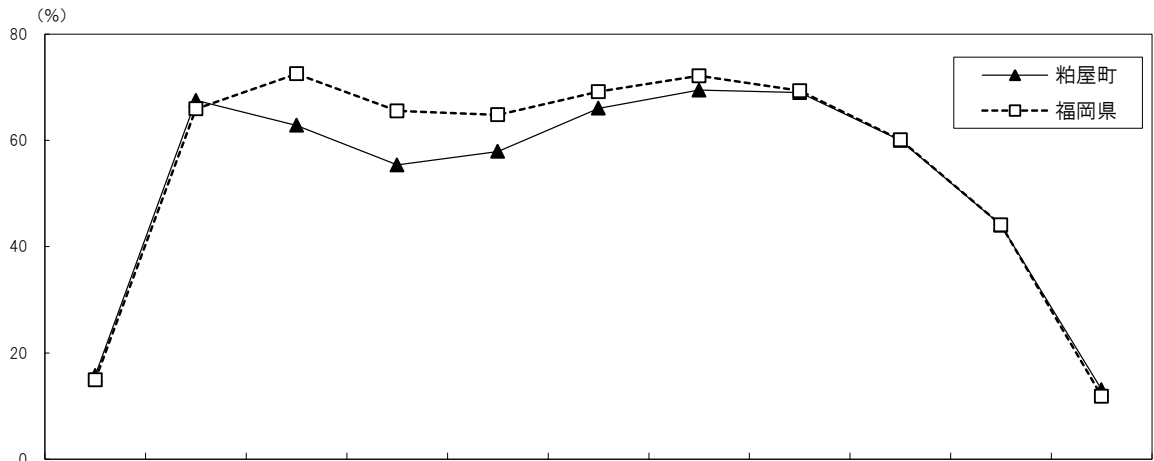


\* 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

募集・採用から定年・退職・解雇に至るあらゆる段階で女性差別を禁止した法律。（詳細内容は73ページ）



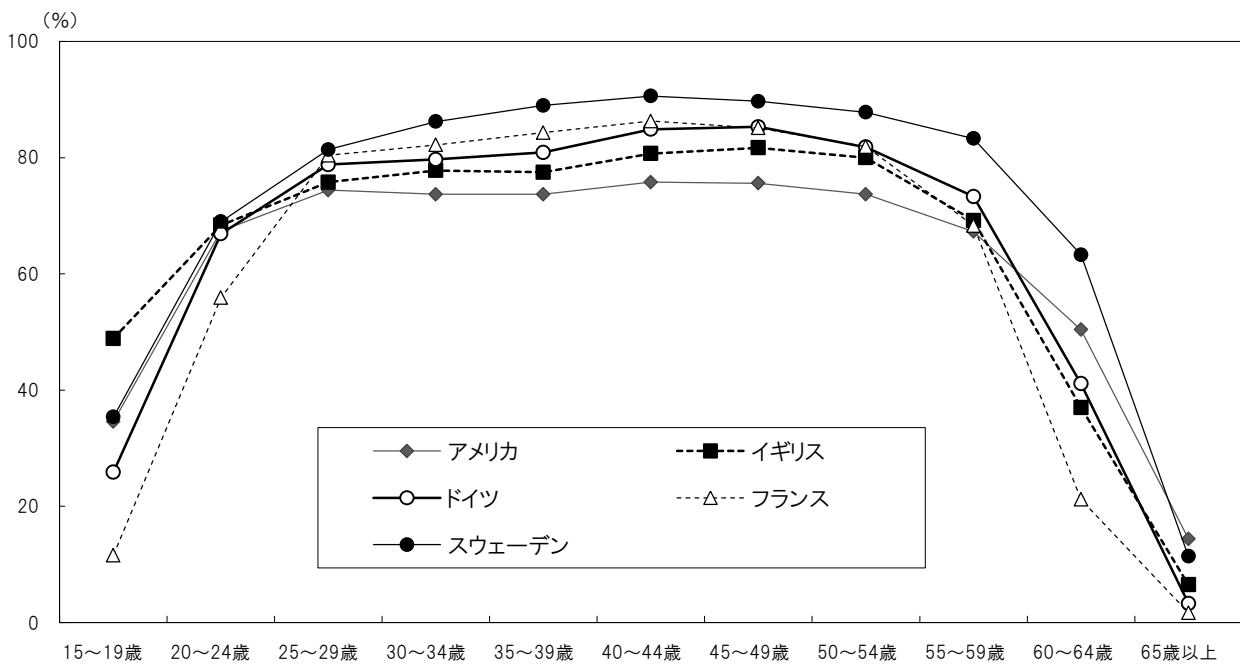
＜女性の年齢階級別労働力率(粕屋町・福岡県)＞



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
(人数)	粕屋町	134	709	1,075	1,134	1,243	929	791	723	750	598	459
	福岡県	18,828	91,434	113,020	112,314	122,678	115,555	112,913	110,485	111,793	92,068	79,285
(％比)	粕屋町	15.8	67.5	62.8	55.4	57.9	66.0	69.4	69.0	60.0	44.0	13.1
	福岡県	14.9	65.9	72.5	65.5	64.8	69.2	72.1	69.3	60.1	44.1	11.9

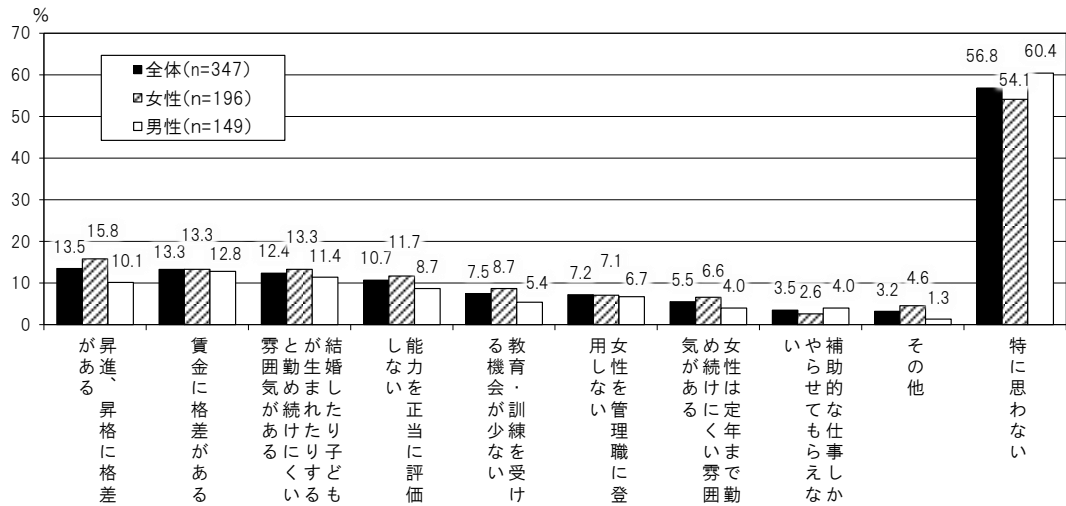
資料：平成22年国勢調査

＜参考：諸外国の年齢階級別女性労働力率(2012年)＞



資料：「データブック 国際労働比較 2014」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

＜職場における男女平等感＞



▽施策の方向

【Ⅱ-1-① 企業への広報、啓発】

事業名	施策概要	担当課
法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課 総務課
指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、様々な方法で男女共同参画推進の意識を高めます。	総務課
ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*などの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	地域振興課

【Ⅱ-1-② 働く女性への支援】

事業名	施策概要	担当課
女性の再就労に対する支援の促進	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発と、能力開発や学習機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課

\*セクシュアル・ハラスメント

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせ。(詳細内容は74ページ)

\*パワー・ハラスメント

職場の権力を背景にした人格と尊厳を侵害する行い。(詳細内容は75ページ)

## 主要課題（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現状と課題】

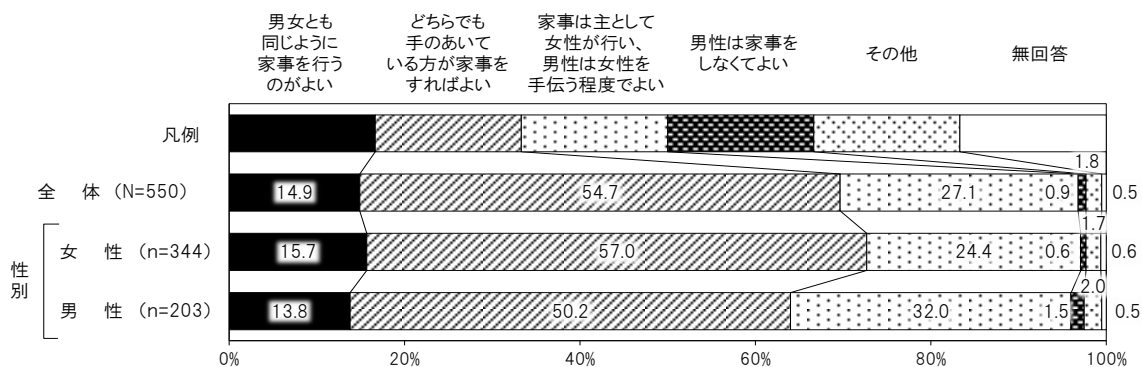
近年の女性の社会進出に伴い、女性が自らの意思で働き続けるためには、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが大きな課題になっています。「女子差別撤廃条約」第5条では、男女の固定的性別役割分担の是正措置が求められ、家庭における子育てについては男女の共同責任であるとうたっています。

町民意識調査の結果をみると、家事を男女で分担することについては、「どちらでも手のあいている方が家事をすればよい」(54.7%)、「家事は主として女性が行い、男性は女性を手伝う程度でよい」(27.1%)の二者に特化しています。また、育児や子どものしつけの中心は未だに女性が担っており、家事や育児は女性が担うべきという意識はいまだ根強いことがわかります。

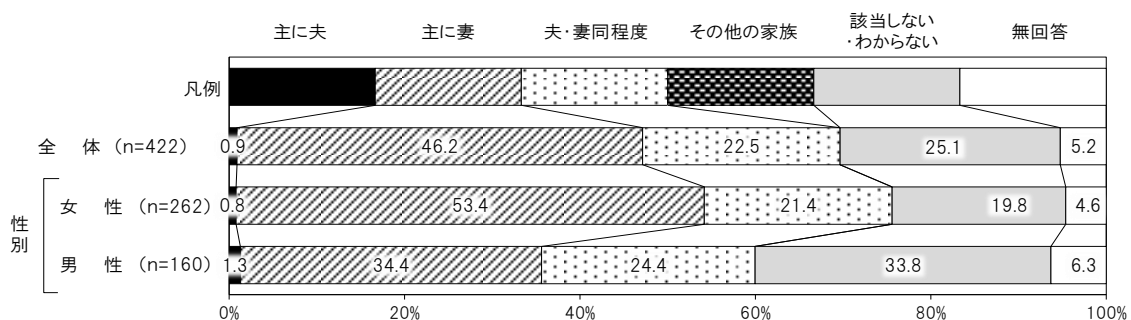
核家族化や地域のつながりの希薄化などの影響で、子育てをする母親が孤立する傾向は強まっています。

今後は、性にかかわらずその個性と能力を発揮できる多様な就労の機会の提供と、子育て支援など家庭と仕事の両立支援のため、企業や事業所に対して、関係機関等と連携して啓発などを行っていく必要があります。

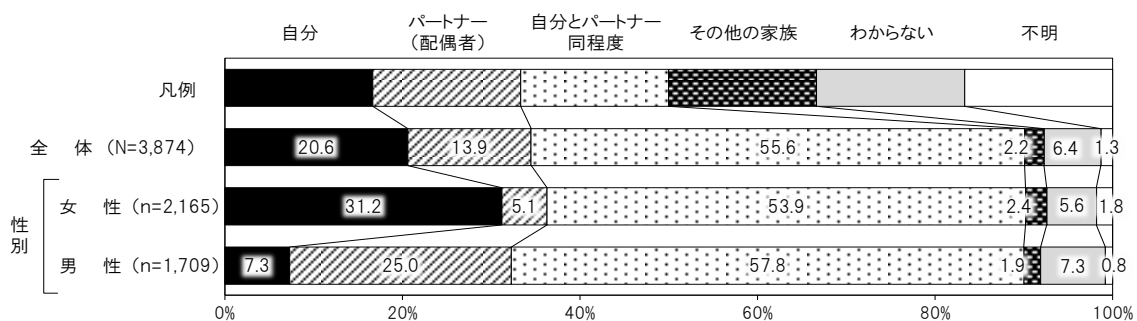
＜家事を男女で分担することについて(再掲)＞



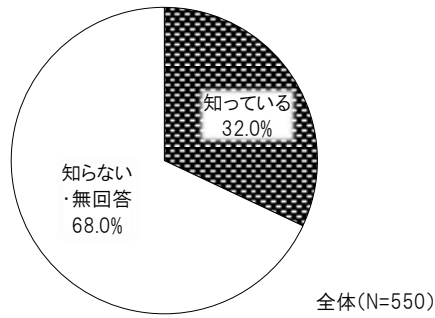
＜「育児、子どものしつけ」の役割分担＞



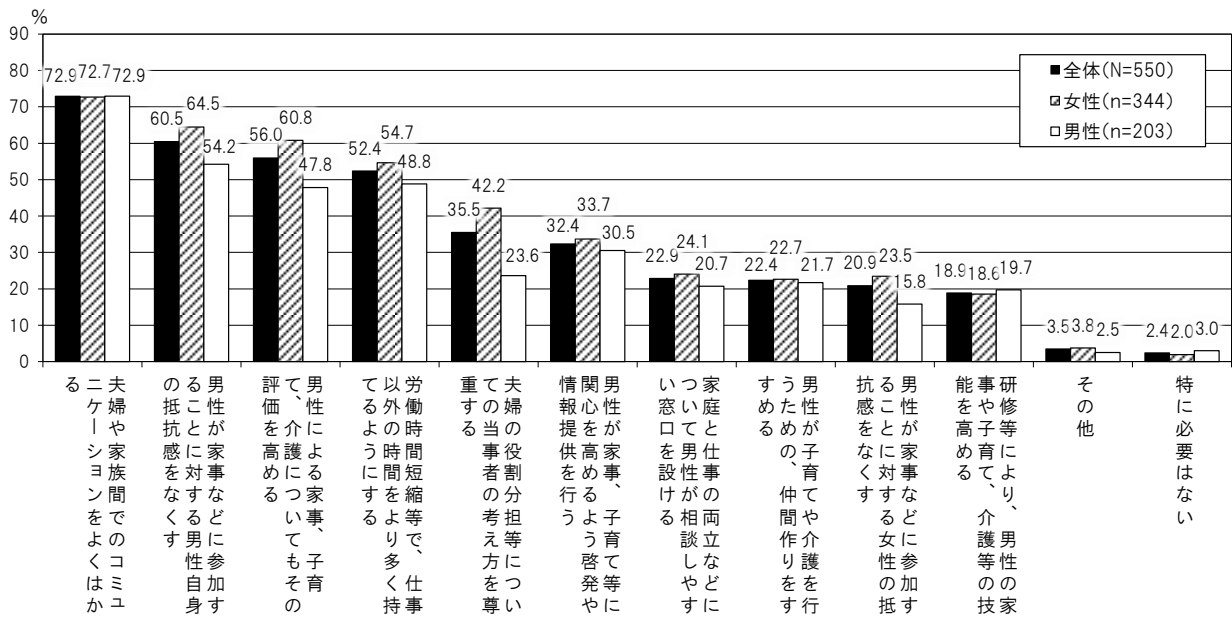
＜参考：家庭内の最終決定者(育児・子どものしつけ)H21年度福岡県調査＞



<「ワーク・ライフ・バランス\*」の認知率>



<男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと>



\*ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。(詳細内容は76ページ)

## ▽施策の方向

### 【Ⅱ-2-① ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進】

事業名	施策概要	担当課
両立のための職場理解と制度の普及促進	男女が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	協働のまちづくり課
事業所への情報提供・啓発	事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	地域振興課

### 【Ⅱ-2-② 男性の育児・介護、地域への参加の促進】

事業名	施策概要	担当課
広報紙への啓発記事の掲載	男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進します。	協働のまちづくり課
父親を対象とした子育て講座の開催	父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。	子ども未来課
両親教室の開催	沐浴や妊婦体験等を通して、両親で共に支え合い子育てを楽しむことができるよう支援します。	健康づくり課

### 【Ⅱ-2-③ 子育て環境、介護環境の整備】

事業名	施策概要	担当課
放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	学校教育課
保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 全課
介護保険サービスの適切な利用促進	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、一人ひとりが適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう進めていきます。	介護福祉課

### 主要課題（3）困難な状況に置かれている人への支援

#### 【現状と課題】

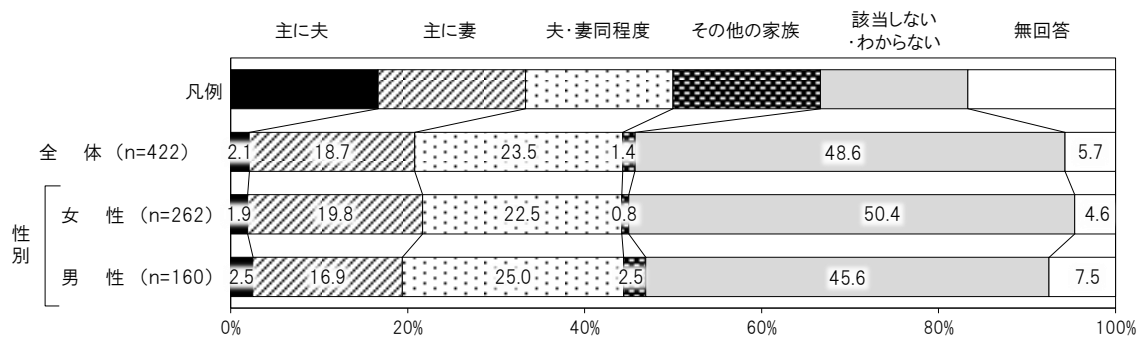
全国的な傾向と同様、粕屋町においても着実に高齢化が進んでおり、障がい者、外国人、ひとり親世帯等も右肩上がりの状況となっています。

町民意識調査によれば、介護についてはその多くを女性が担っており、18.7%の人が親の世話（介護）の担い手は妻であると回答しています。

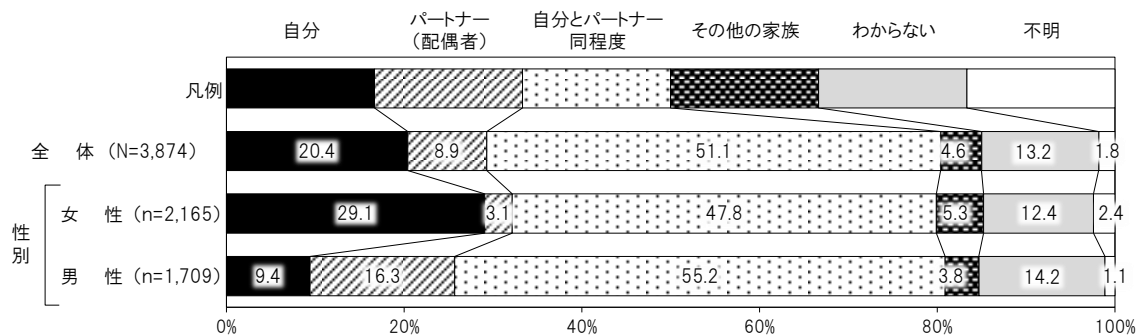
現代社会において多くの人は、自宅で保健・福祉サービスを利用しながら老後を過ごしたいと思っており、在宅サービスに対するニーズは高まっています。

今後は、誰もが老後も安心して暮らすことができるように、介護サービス等の充実とともに男女共同参画の視点を持って困難な状況におかれている人への支援に取り組んでいく必要があります。

＜「親の世話(介護)」の役割分担＞



【参考：家庭内の最終決定者(親の介護)H21年度福岡県調査】



## ▽施策の方向

### 【Ⅱ-3-① 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備】

事業名	施策概要	担当課
介護予防・生活支援施策の充実	高齢男女が生きがいを持って自立した生活を送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課
ノーマライゼーションの推進	だれもが社会参加できる地域づくりのため、社会的性別（ジェンダー）にとらわれないことやバリアフリーを基本にした福祉施策を推進します。	介護福祉課

### 【Ⅱ-3-② 配慮を必要とする男女への支援】

事業名	施策概要	担当課
配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供やヘルパーの派遣など支援方法の検討を行います。	総合窓口課 介護福祉課



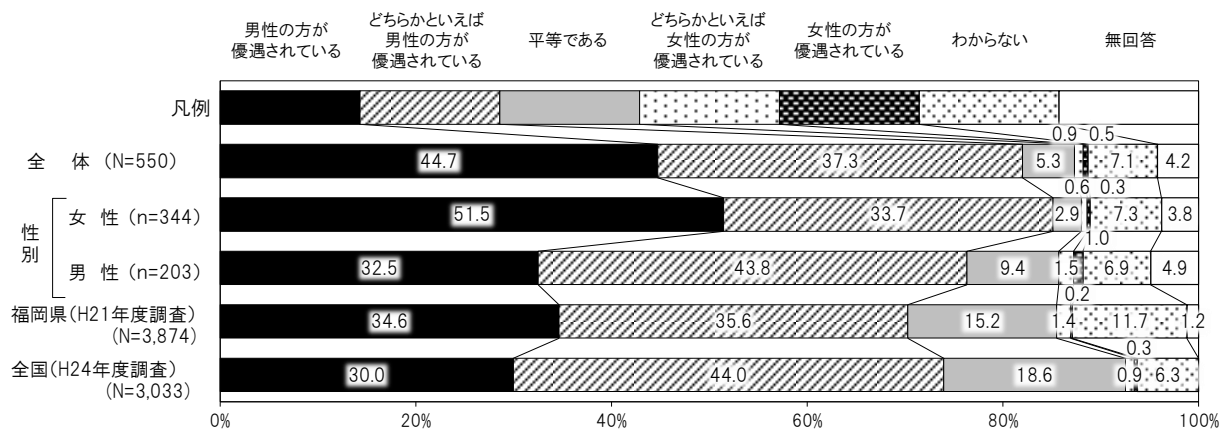
## 主要課題（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進

### 【現状と課題】

近年、女性の社会参加は様々な分野に広がりつつありますが、実態はいまだ男性中心の社会であり、組織や団体における政策・方針決定の場には女性がほとんど参画できていないのが現状です。町民意識調査の結果をみると、政治の場において男女が平等であると感じている人の割合は 5.3%と少なく、大半は男性が優遇されていると回答しています。

男女共同参画社会の実現において、政策決定や社会のあらゆる分野での方針決定の場における女性の参画拡大はとても重要なことです。今後は、性にかかわらず、持てる能力に応じて社会で活躍する機会を得るためにも、能力開発を進め人材活用を拡大する取組が必要です。

＜政治の場における男女平等感＞



＜女性の方針決定の場への参加状況＞

	審議会等数		総委員数		女性比率 (%)	前年度伸び率	
		うち女性委員を含む数		うち女性委員等数			
粕屋町	18	13	186	53	28.5	3.0	
粕屋郡内の他町	宇美町	17	9	168	31	18.5	5.7
	篠栗町	13	9	116	26	22.4	△ 3.9
	志免町	21	19	225	77	34.2	0.2
	須恵町	11	7	103	21	20.4	5.3
	新宮町	16	12	174	38	21.8	1.5
	久山町	8	4	54	17	31.5	0.6
福岡県計	1,692	1,419	20,794	6,051	29.1	1.5	

※数値は平成26年4月1日現在

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)」(内閣府)



## ▽施策の方向

### 【Ⅱ-4-① 各種審議会委員等への女性の積極的登用】

事業名	施策概要	担当課
各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を進めます。	全課
各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります	協働のまちづくり課

### 【Ⅱ-4-② 町職員への意識啓発及び女性の採用・登用職域拡大と能力開発の推進】

事業名	施策概要	担当課
町職員に対する定期的な研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課
両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、有給取得制度等の普及を図ります。	総務課
女性職員の登用拡大	男女職員が粕屋町の対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに性別にとらわれない職場配置を行っていきます。	総務課
女性職員のリーダーシップの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課

## 主要課題（５）地域・防災分野における男女共同参画の推進

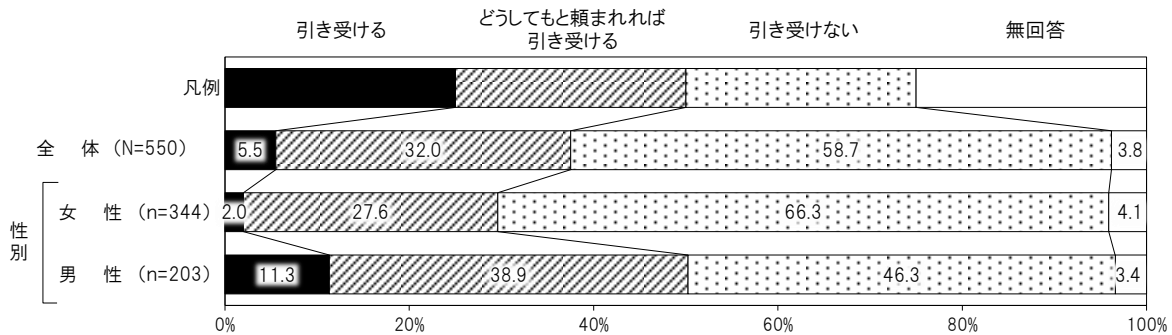
### 【現状と課題】

東日本大震災の影響で地域のつながりを大切にする意識が全国的に高まりつつあります。しかし粕屋町は、福岡市のベッドタウンとして開発が進み人口が急増した結果、地域社会との結びつきの薄い町民が多いと考えられます。

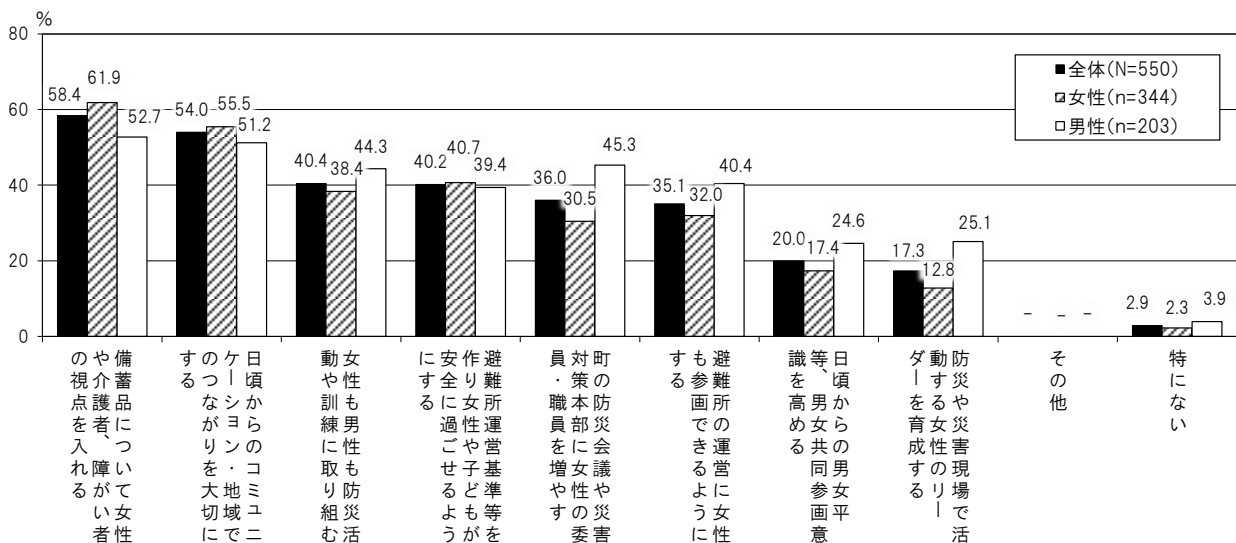
町民意識調査の結果をみると、地域活動の団体の長や代表者として選ばれたときの対応は、「引き受ける」(5.5%)、「どうしても頼まれれば引き受ける」(32.0%)を合わせた『引き受ける』は37.5%で、4割程度にとどまっています。一方、防災や震災対応に女性が参画するために必要なことを尋ねたところ、「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」(58.4%)、「日頃からのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」(54.0%)など、女性等の視点や地域でのつながりを求める回答が上位を占めています。

このような傾向をますます促進させるためにも、地域活動や社会団体等の支援、リーダー育成などを行っていく必要があります。

＜地域活動の団体の長や代表者として選ばれた場合の対応(再掲)＞



＜防災や震災対応に女性が参画するために必要なこと＞



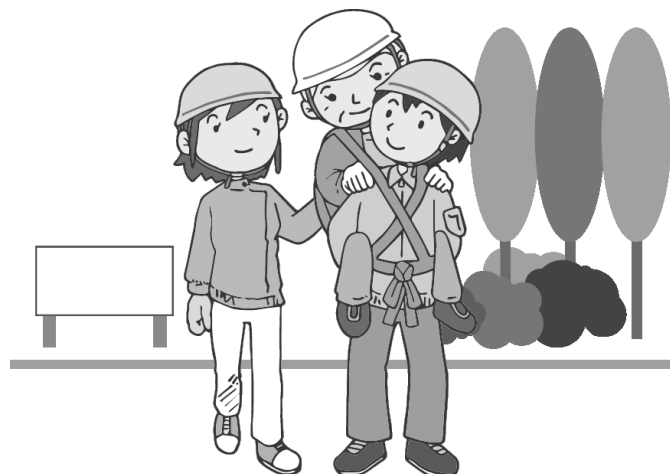
## ▽施策の方向

### 【Ⅱ-5-① 地域の活動における男女共同参画の促進】

事業名	施策概要	担当課
各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課
地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課

### 【Ⅱ-5-② 防災における男女共同参画の促進】

事業名	施策概要	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取組に男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課
男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課



# 基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり ～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画～

## 主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

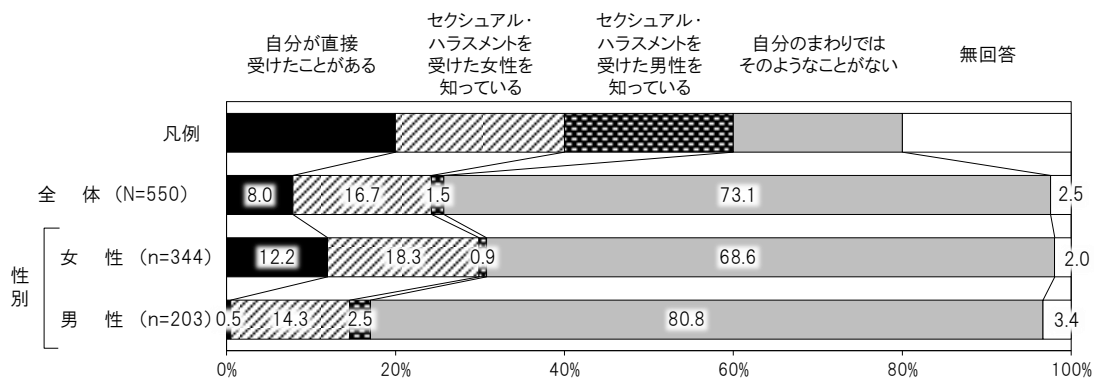
DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）は、重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。このため、DV等に関する正しい認識を深め、新たな価値観に基づいた男女のあり方を、個人はもとより社会全体で創り出していくことが、重要な課題となっています。

町民意識調査の結果をみると、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きしたりした経験者は2割を超えています。また、セクシュアル・ハラスメントやDVをなくすための対策を尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」（60.7%）と回答する人が最も多く、特にその傾向は女性に強くみられます。また、この1年間に配偶者等からの暴力を受けた経験があると回答した人がいるにもかかわらず、暴力を受けたあと「何もなかった」と回答した人が68.0%を占めています。

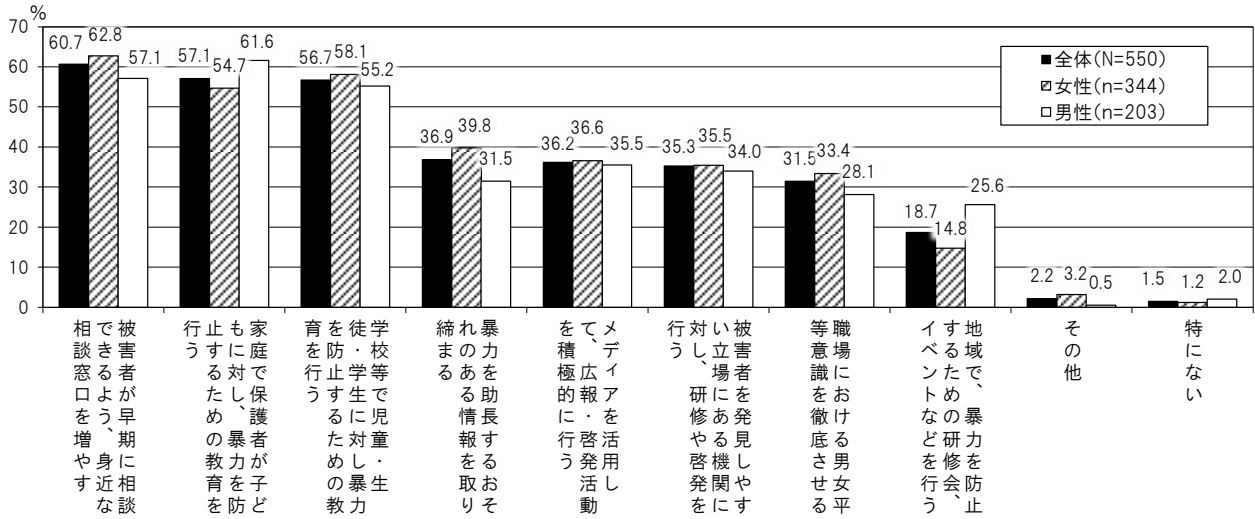
DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が2007年（平成19年）に改正され、市町村の役割強化を目的に市町村におけるDV防止基本計画の策定が努力義務となりました。

今後は、相談・支援体制や被害者の救済等、関係機関との連携等を図るとともに、様々な暴力に対する社会の意識を高めることが重要です。

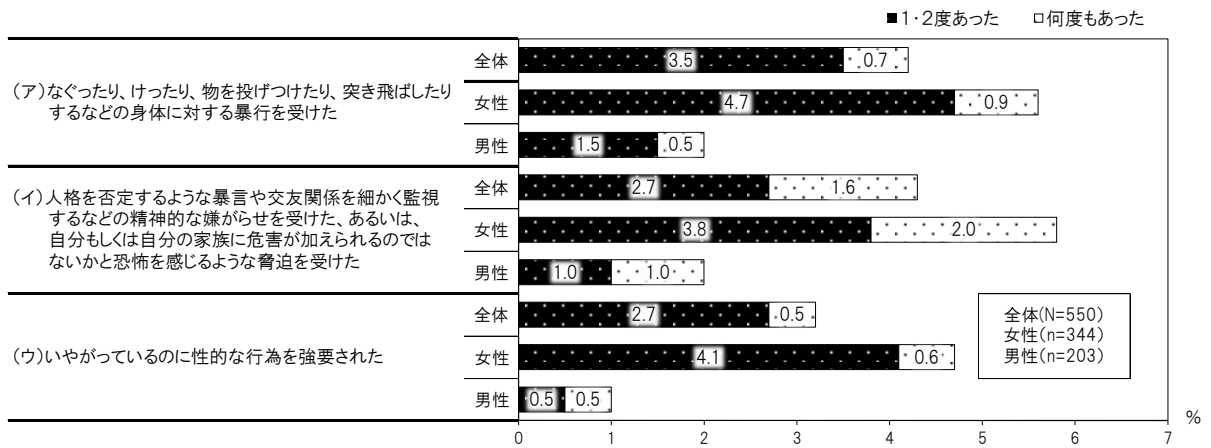
＜セクシュアル・ハラスメントを受けたり見聞きした経験＞



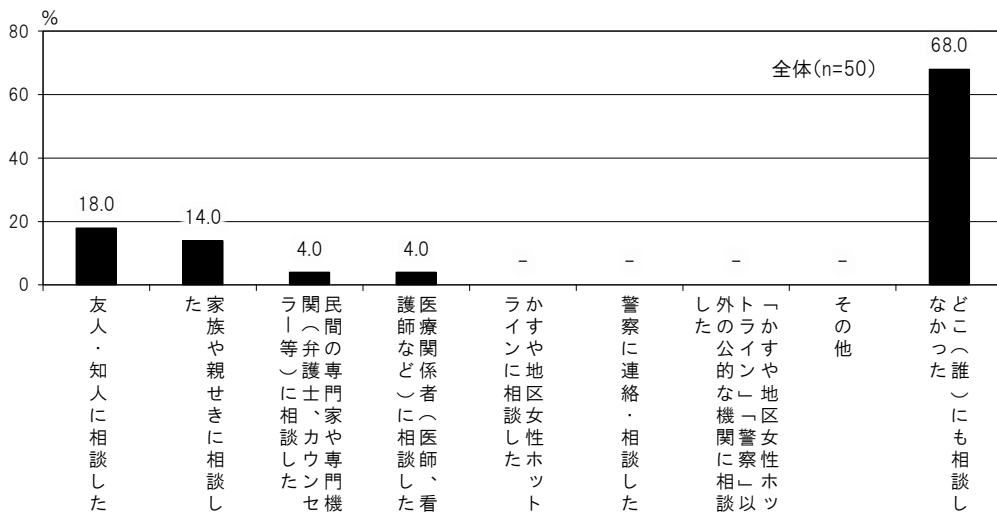
### ＜セクシュアル・ハラスメントやDVをなくすための対策＞



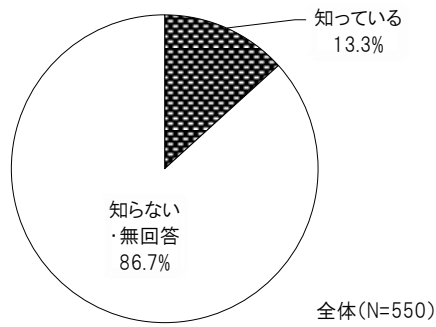
### ＜この1年間のうち、配偶者・パートナー、恋人に受けたことがある行為(再掲)＞



### ＜受けた際の相談先＞



<「かすや地区女性ホットライン\*」の認知率>



\*かすや地区女性ホットライン

女性のための電話相談窓口。糟屋郡、古賀市に居住又は就労している女性が対象で、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・家族、子育て、仕事、人間関係などの相談に応じている。

ひとりで悩んでいませんか?  
**かすや地区  
女性ホットライン**

夫や恋人からの暴力  
セクシャル・ハラスメント  
主婦・家族のこと  
子育て、仕事、人間関係など  
さまざまなご相談に応じます

福岡ジェンダー研究所の相談員が担当します。  
☎092-401-5353

## ▽施策の方向

### 【Ⅲ-1-① DV未然防止】

事業名	施策概要	担当課
DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課 協働のまちづくり課
デートDVに関する啓発	デートDV（交際相手からの暴力）についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発し、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課 協働のまちづくり課 学校教育課

### 【Ⅲ-1-② DV相談体制の構築】

事業名	施策概要	担当課
相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、適切な情報を提供します。	介護福祉課
相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課
かすや地区女性ホットラインの活用	「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を行います。	介護福祉課
関係機関との連携	庁内連絡会議等により関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実を図ります。また、警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	介護福祉課
個人情報保護の徹底	通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制作りに取り組みます。	全課

#### \*デートDV

DVの中でも特に、10代、20代の恋人間で起こる暴力のことを示す造語。（詳細内容は75ページ）

【Ⅲ-1-③ 被害者保護、自立支援】

事業名	施策概要	担当課
関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課
被害者の自立支援	避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課

【Ⅲ-1-④ 性暴力の根絶と被害者の支援】

事業名	施策概要	担当課
性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	協働のまちづくり課
性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	介護福祉課

【Ⅲ-1-⑤ セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発】

事業名	施策概要	担当課
セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課 協働のまちづくり課





## 主要課題（２）生涯を通じた健康支援

### 【現状と課題】

1994年（平成6年）にカイロで行われた国際人口・開発会議で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）という概念が提唱され、女性の人権の重要な一つと認識されるようになりました。

性にかかわらず、健康な生活を送ることはとても大切なことですが、妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する女性にとっては、自分の身体と健康に関する諸問題について、自ら主体的に考え、選択し、決定する権利が保障されていることが重要です。

今後は、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていき、それぞれのライフステージ\*に応じた相談窓口の設置や周知を図るとともに、健康診査等の機会を通じて、心身の健康状態を把握し、関係機関等と連携し、状況に応じた支援を行う必要があります。

## ▽施策の方向

### 【Ⅲ-2-① ライフステージ\*に配慮した男女の健康支援】

事業名	施策概要	担当課
主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、病気の前防啓発や対策、食育の推進等に取り組みます。	健康づくり課 介護福祉課

### 【Ⅲ-2-② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解の促進】

事業名	施策概要	担当課
人権を尊重した性に関する情報の提供と啓発	思春期教育や性教育に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように周知を行います。	学校教育課
女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援、情報提供や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	健康づくり課

\*ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階。（詳細内容は76ページ）



## 第5章 計画の推進

---



# 第5章 計画の推進

## 1. 条例の制定

全ての町民が協力し合って男女共同参画社会の形成に関する取組を計画的に推進し、「女性も男性も共にいきいきと活躍し誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を実現するために「男女共同参画推進条例」を制定します。

## 2. 推進体制の整備

### (1) 庁内推進体制

男女共同参画の理念は、町のあらゆる行政の基礎に置かれるものであり、その推進に当たっては全庁的な取組を要します。また、職員一人ひとりが日々の業務の遂行にあたって男女共同参画の視点を持ち、まず、庁内に男女共同参画を実現させることが町民への啓発につながります。計画の推進にあたっては、全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

また、地域の自治会や社会教育団体、ボランティア団体、商工会等が、相互の連携、協力しながら地域社会全体で、男女共同参画社会の実現に向けての取組を進めていきます。

### (2) 町民と協働した推進体制

有識者、団体代表、町民からの公募等の委員で構成する粕屋町男女共同参画推進協議会（仮称）を立ち上げ、粕屋町における男女共同参画社会の実現に向けて、各施策等の進捗状況の点検を行い、必要に応じて町長に意見を述べます。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を考慮し、計画の中間年である2019年度（平成31年度）に見直しを行います。

		年 度											
		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	
国	男女共同参画基本計画	第3次		第4次									
	福岡県 男女共同参画計画	第3次		第4次									
粕屋町	総合計画	第4次		第5次									
	男女共同参画計画	2015(平成27)年度～2024(平成36)年度											

#### 4. 計画の点検・評価

粕屋町男女共同参画推進協議会（仮称）において本計画の実施状況の把握・点検及び協議をし、推進を図ります。また、本計画の実施状況等の結果を広報やホームページ等で公表するとともに、本計画の住民への周知に努めます。

本計画の期間である 10 年間の目標として、以下の数値目標を設定し、この達成を目指します。なお、中間期の 5 年後に中間評価を実施します。また、各施策・事業の実施状況については評価と検証を行い、必要な改善を行いながら、計画の着実な推進を図ります。

##### <目標Ⅰ>

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 36 年度)
「男女共同参画社会」の認知率	48.0% (女性44.8%)	70.0% (女性70.0%)
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、反対する人の割合	50.3%	65.0%

##### <目標Ⅱ>

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 36 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知率	32.0% (女性28.5%)	40.0% (女性 40.0 %)
「育児、子どものしつけ」の役割分担について夫と妻と同程度で行っていると答える人の割合	22.5%	40.0%
各種審議会の女性の参加率	28.5%	50.0%

##### <目標Ⅲ>

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 36 年度)
DV相談窓口(「かすや地区女性ホットライン」)の認知率	13.3% (女性19.5%)	70.0% (女性 70.0%)
「暴力を受けた経験のある人のうち相談をしなかった人」の割合	68.0%	50.0%

# 資料編







## 粕屋町男女共同参画計画 策定経過

開催日	内容
平成 26 年 7 月 3 日	<p>■第 1 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱書交付</li> <li>・『男女共同参画とは?』ミニ講義</li> <li>・住民意識調査票（案）の検討</li> </ul>
平成 26 年 8 月 1 日～ 8 月 31 日	<p>■粕屋町男女共同参画社会に関する意識調査の実施</p>
平成 26 年 10 月 10 日	<p>■第 2 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粕屋町男女共同参画社会に関する意識調査の速報結果報告</li> </ul>
平成 26 年 11 月 27 日	<p>■第 3 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念と基本目標について</li> <li>・具体的施策と事業について</li> </ul>
平成 26 年 12 月 26 日	<p>■第 4 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各論の構成について</li> <li>・各施策分野の内容について</li> </ul>
平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 27 年 1 月 17 日	<p>■庁内関係各課ヒアリング</p>
平成 27 年 1 月 29 日	<p>■第 5 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の確認</li> </ul>
平成 27 年 2 月 12 日～ 3 月 11 日	<p>■粕屋町男女共同参画計画（原案）に関する町民意見募集の実施</p>
平成 27 年 3 月 25 日	<p>■第 6 回 粕屋町男女共同参画計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の最終確認</li> </ul>

# 粕屋町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 3 月 25 日要綱第 9 号)

## (設置)

第 1 条 粕屋町男女共同参画計画を策定するため、粕屋町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定その他計画の策定に関し必要な事項を協議する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による町民
- (3) 各種団体の代表者等
- (4) その他、町長が適当と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了をもって満了とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (報酬)

第 7 条 委員の報酬については、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年粕屋町条例第 3 号)に基づくものとする。

## (作業部会)

第 8 条 委員会に必要な応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

## (庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務部協働のまちづくり課において処理する。

## (委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 委員会委員名簿

※敬称略

	氏 名	役 職 等	備 考
◎	喜 多 村 百 合	筑紫女学園大学准教授	有識者
	武 藤 桐 子	NPO 法人福岡ジェンダー研究所研究員	有識者
	内 野 勝 之	粕屋町行政区長会	町内団体等
	伴 世 津 子	粕屋町婦人会長	町内団体等
	古 家 昌 和	粕屋町子育て応援団 父親の育児参加チーム	町内団体等
	向 野 純 法	粕屋町商工会	町内団体等
	吉 田 恵 子	西部ガスエネルギー株式会社 総務部	町内団体等 (町内企業)
	麻 田 春 太	一 般 町 民	公 募
	阿 部 美 也 子	一 般 町 民	公 募
	山 野 芳 朗	粕屋町教育委員会 人権教育啓発担当	

◎は委員長

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二日法律第一六〇号

(目次)

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**(社会における制度又は慣行についての配慮)**

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

- 第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

#### (経過措置)

- 第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

### 附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

#### (施行期日)

- 第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

#### (職員の身分引継ぎ)

- 第三条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法



(昭和二十三年法律第百二十号) 第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。) である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。) 又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

**(別に定める経過措置)**

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

# 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

(目次)

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第六条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力に

よる被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

### (保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### (迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### (保護命令事件の審理の方法)

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### (保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視

総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。



2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法 の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした

者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

### (検討)

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

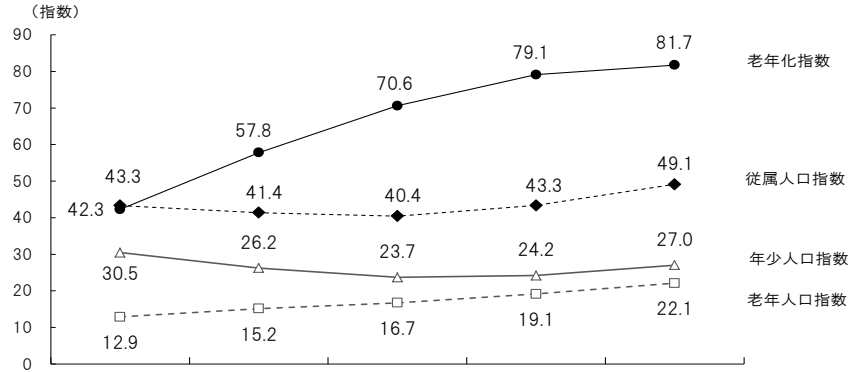
**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 粕屋町のデータ

## 1. 人口・世帯数

### (1) 年齢3区別にみた人口構成

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



(単位:人、指数)		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	福岡県	全国
		(平成22年)						
総人口		29,697	31,504	34,811	37,685	41,997	5,071,968	128,057,352
年齢構成	A. 年少人口 (0~14歳)	6,302	5,834	5,871	6,360	7,572	684,124	16,803,444
	B. 生産年齢人口 (15~64歳)	20,690	22,241	24,777	26,283	28,007	3,227,932	81,031,800
	C. 老年人口 (65歳以上)	2,665	3,372	4,146	5,032	6,190	1,123,376	29,245,685
人口構造指数	老年化指数 (C/A×100)	42.3	57.8	70.6	79.1	81.7	164.2	174.0
	老年人口指数 (C/B×100)	12.9	15.2	16.7	19.1	22.1	34.8	36.1
	年少人口指数 (A/B×100)	30.5	26.2	23.7	24.2	27.0	21.2	20.7
	従属人口指数 ((A+C)/B×100)	43.3	41.4	40.4	43.3	49.1	56.0	56.8

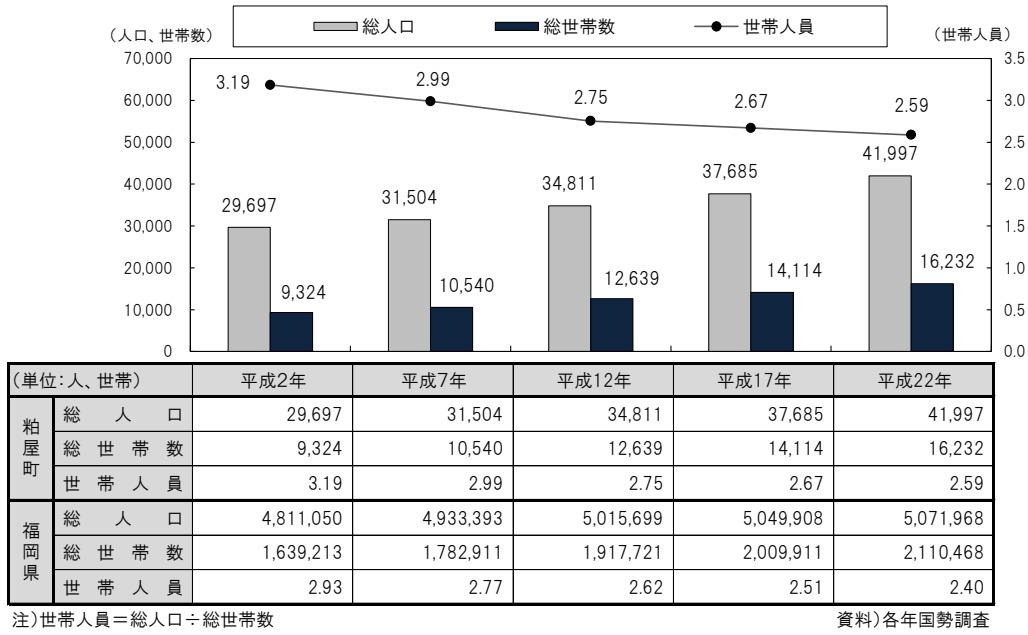
注)総人口は年齢不詳を含む

資料)各年国勢調査

- ※従属人口指数…年少人口及び老年人口が生産年齢人口に対して占める比率。働き手である生産年齢人口100人が年少者と高齢者を何人支えているかを示す指標となります。
- ※老年化指数……老年人口が年少人口に対して占める比率。老年人口が総人口に対して占める高齢化率よりも、人口の高齢化の程度をより敏感に示す指標となります。
- ※老年人口指数…老年人口が生産年齢人口に対して占める比率。働き手である生産年齢人口100人が高齢者を何人支えているかを示す指標となります。
- ※年少人口指数…年少人口が生産年齢人口に対して占める比率。人口の若年化の程度を示す指標となります。

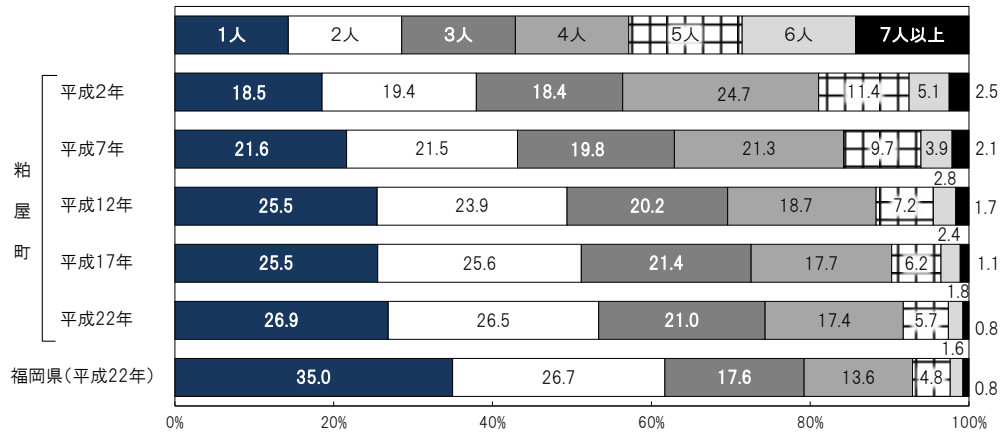
(2) 世帯数・世帯人員の推移

＜世帯数・世帯人員の推移＞



(3) 世帯人員別一般世帯数の推移

＜世帯人員別一般世帯数の推移＞



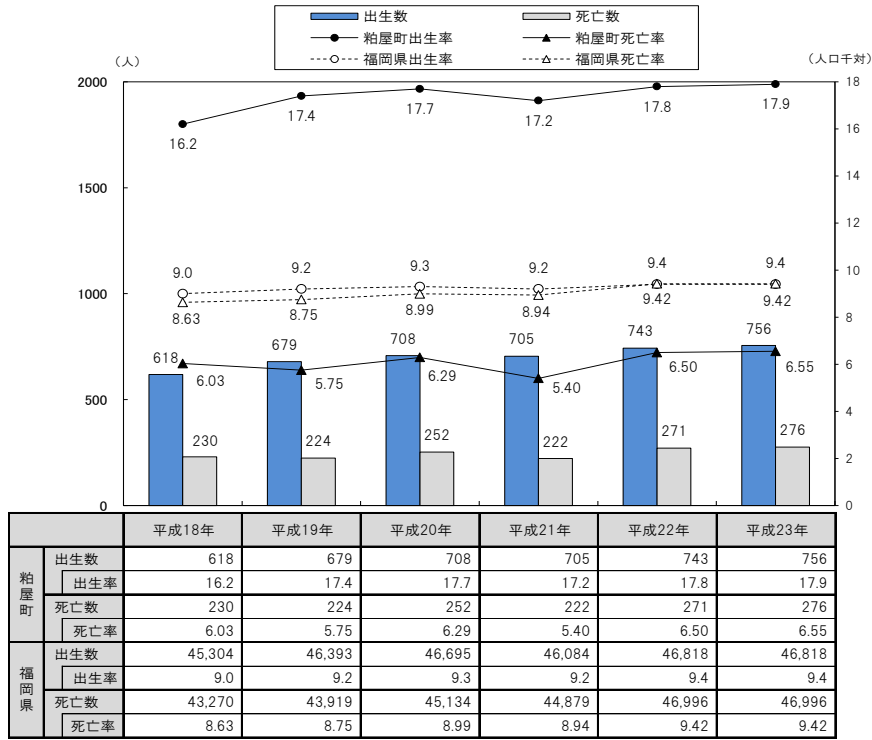
	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
	実数(世帯)	指数	実数(世帯)	指数	実数(世帯)	指数	実数(世帯)	指数	実数(世帯)	指数	
粕屋町	一般世帯総数	9,292	1.00	10,493	1.13	12,620	1.36	14,098	1.52	16,220	1.75
	1人	1,721	1.00	2,267	1.32	3,214	1.87	3,601	2.09	4,356	2.53
	2人	1,806	1.00	2,258	1.25	3,019	1.67	3,616	2.00	4,298	2.38
	3人	1,713	1.00	2,076	1.21	2,551	1.49	3,012	1.76	3,399	1.98
	4人	2,292	1.00	2,235	0.98	2,361	1.03	2,498	1.09	2,827	1.23
	5人	1,058	1.00	1,023	0.97	908	0.86	876	0.83	921	0.87
	6人	470	1.00	410	0.87	358	0.76	339	0.72	296	0.63
	7人以上	232	1.00	224	0.97	209	0.90	156	0.67	123	0.53
福岡県	一般世帯総数	1,623,805	1.00	1,774,183	1.09	1,906,862	1.17	1,984,662	1.22	2,106,654	1.30
	1人	393,846	1.00	490,053	1.24	576,717	1.46	630,031	1.60	736,339	1.87
	2人	355,506	1.00	417,544	1.17	478,630	1.35	521,351	1.47	563,201	1.58
	3人	292,510	1.00	319,928	1.09	345,328	1.18	361,459	1.24	370,069	1.27
	4人	336,833	1.00	320,658	0.95	308,072	0.91	300,131	0.89	287,110	0.85
	5人	147,458	1.00	137,996	0.94	124,572	0.84	110,986	0.75	100,365	0.68
	6人	62,989	1.00	57,014	0.91	48,236	0.77	40,162	0.64	33,277	0.53
	7人以上	34,663	1.00	30,990	0.89	25,327	0.73	20,542	0.59	16,293	0.47

資料)各年国勢調査

## 2. 家庭・地域環境

### (1) 出生数と死亡数の推移

＜出生数と死亡数の推移＞

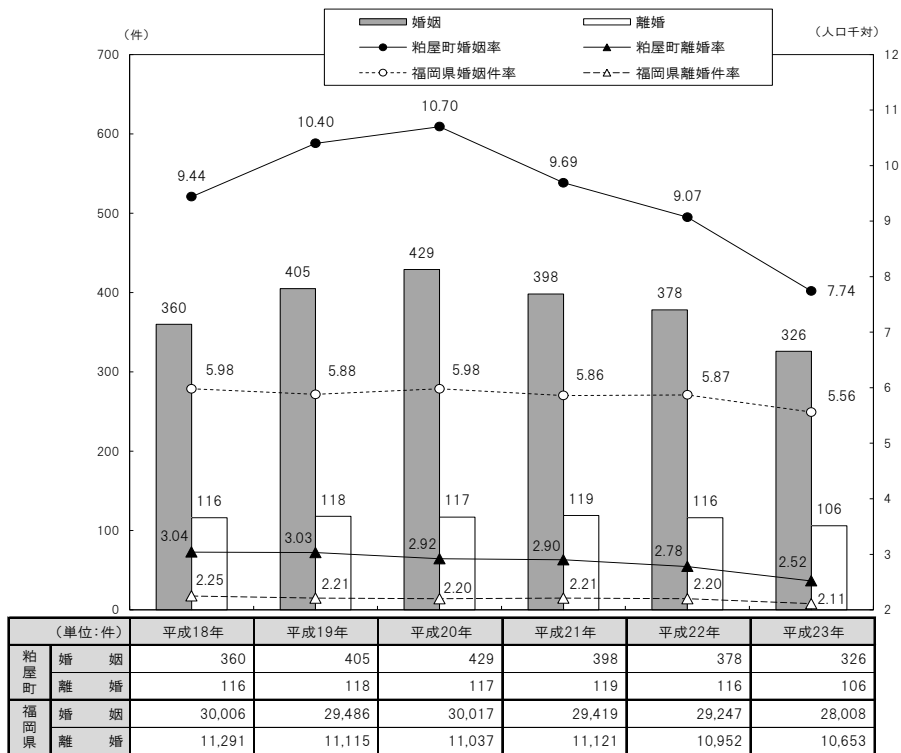


資料：「各年統計年報」(福岡県)

※出生率…一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合。  
 ※死亡率…一定期間の死亡数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の死亡者数の割合。

### (2) 婚姻件数と離婚件数の推移

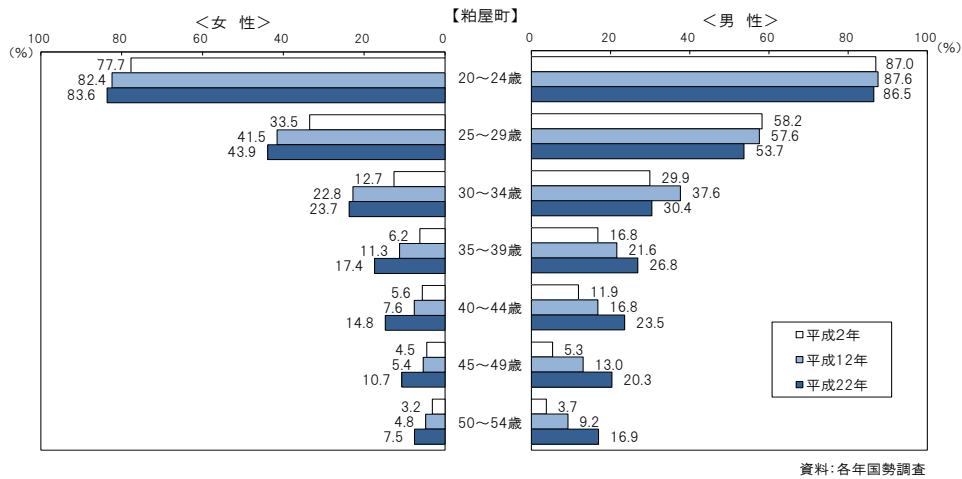
＜婚姻件数と離婚件数の推移＞



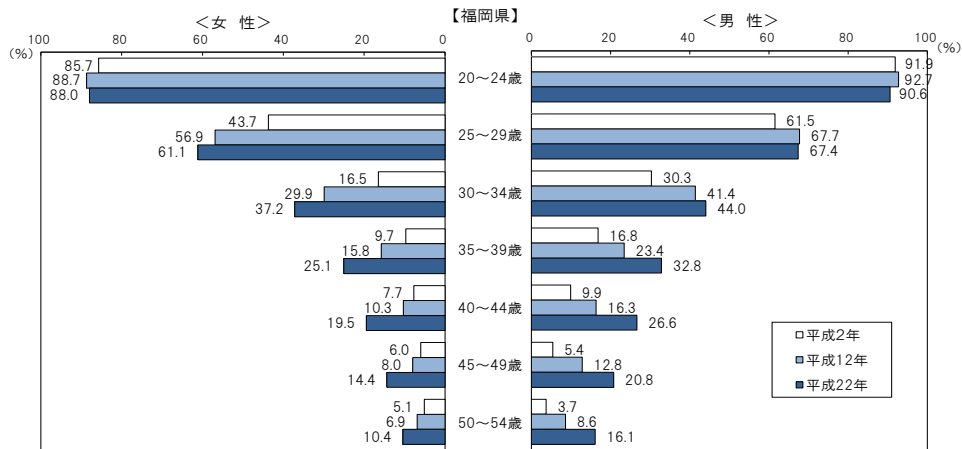
資料：「各年統計年報」(福岡県)

(3) 年齢階級別未婚率の推移

<年齢階級別未婚率の推移>



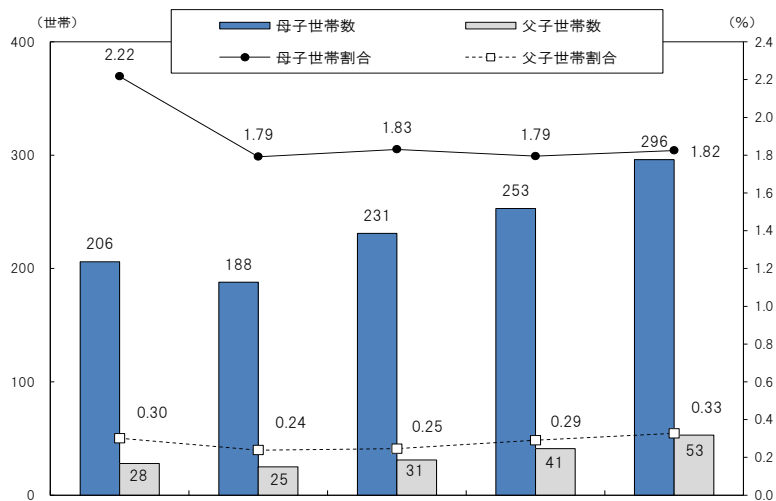
資料：各年国勢調査



資料：各年国勢調査

(4) ひとり親世帯数の推移

<ひとり親世帯数の推移>



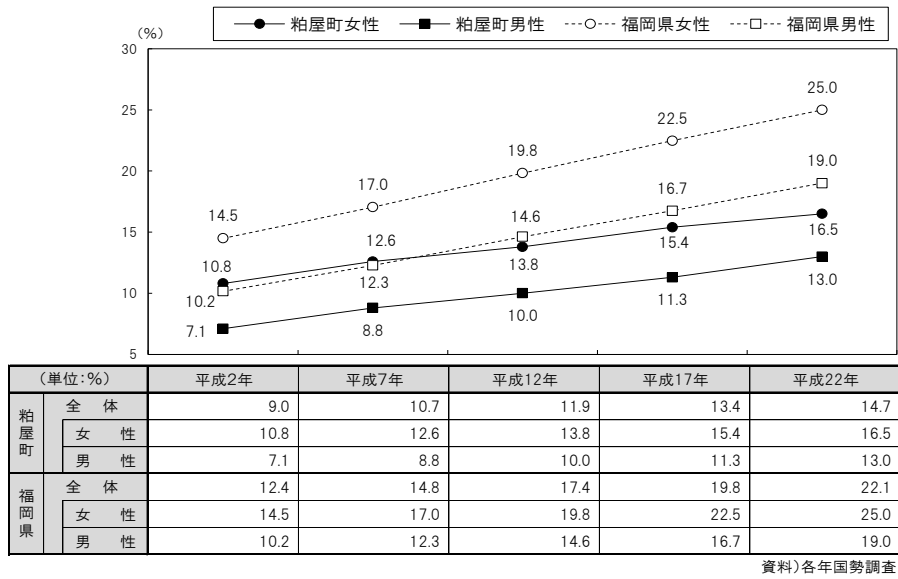
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
粕屋町	母子世帯数	206	188	231	253	296
	一般世帯数に対する割合	2.22	1.79	1.83	1.79	1.82
	父子世帯数	28	25	31	41	53
	一般世帯数に対する割合	0.30	0.24	0.25	0.29	0.33
福岡県	母子世帯数	31,175	29,998	34,074	38,806	39,386
	一般世帯数に対する割合	1.92	1.69	1.79	1.96	1.87
	父子世帯数	4,628	4,152	3,972	3,957	3,643
	一般世帯数に対する割合	0.29	0.23	0.21	0.20	0.17

資料：各年国勢調査



(5) 高齢化率の推移

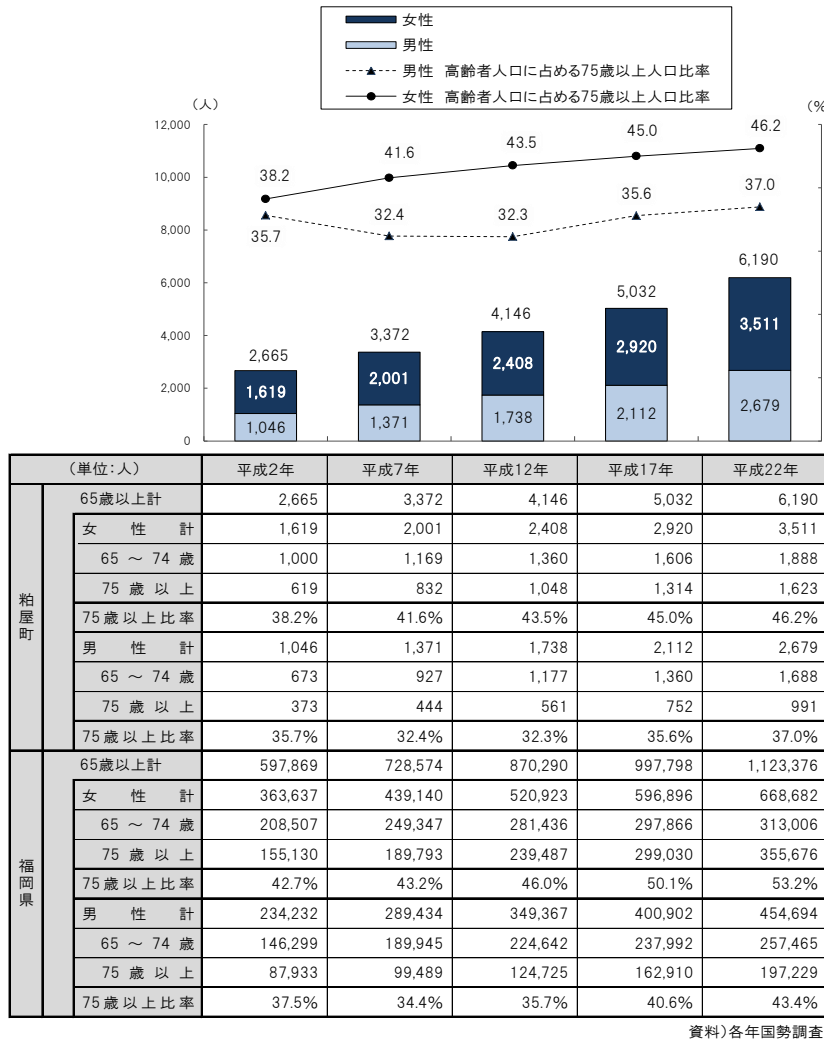
＜高齢化率の推移＞



※高齢化率…高齢者人口(65歳以上の人口)の割合で、65歳以上人口を総人口で除した数値

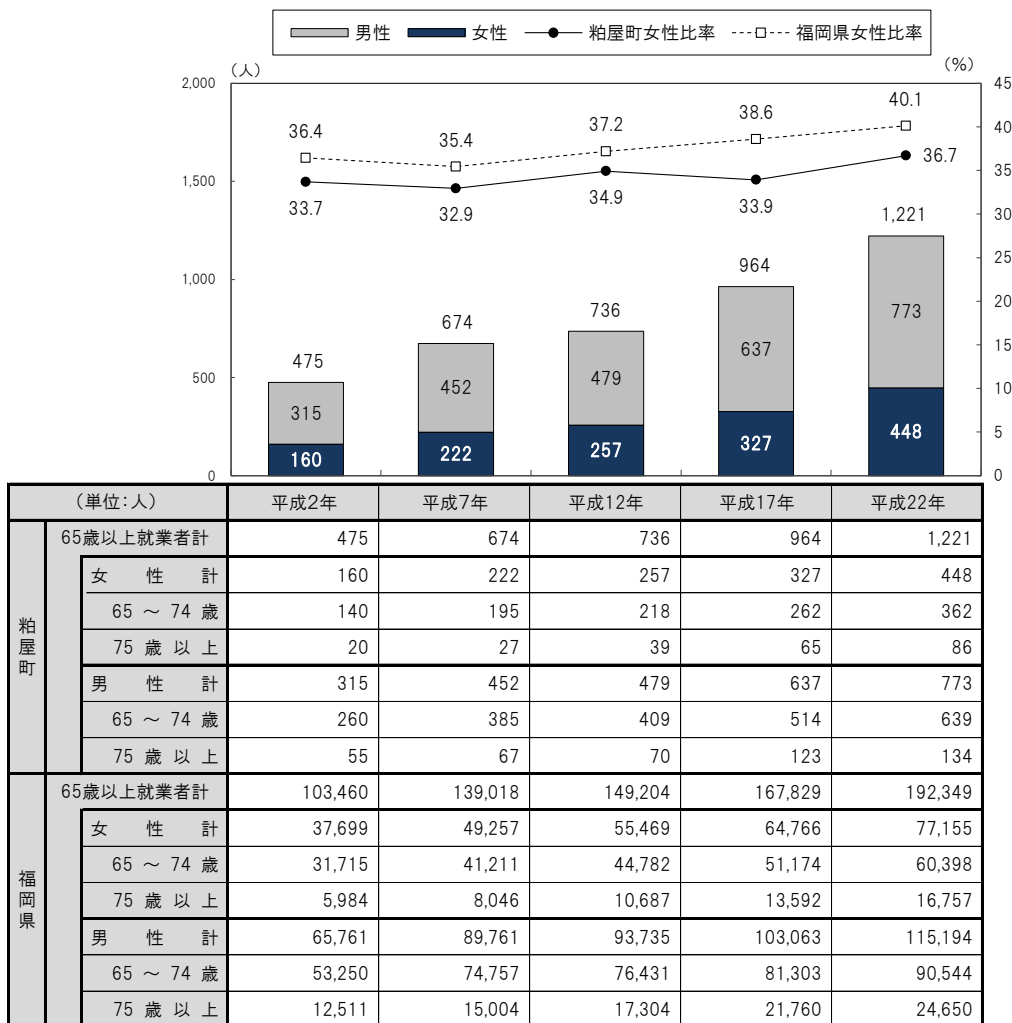
(6) 高齢者人口の構造

＜高齢者人口の構造＞



(7) 65歳以上の就業数

<65歳以上の就業数>



資料)各年国勢調査

## 用語解説

### 《あ行》

#### ◇M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字型を描き、日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しい状況をいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### ◇育児・介護休業法

1991年（平成3年）に成立した育児休業法が、1995年（平成7年）に育児・介護休業法として改正された。男女の労働者に対し、満1歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための3か月未満の休業を認めている。2009年（平成21年）の改正で、短時間勤務制度や父親も子育てができる働き方の実現などが盛り込まれた。

#### ◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

### 《か行》

#### ◇かすや地区女性ホットライン

女性のための電話相談窓口。糟屋郡、古賀市に居住又は就労している女性が対象で、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・家族、子育て、仕事、人間関係などの相談に応じている。

#### ◇固定的性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

#### ◇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

募集・採用から定年・退職・解雇に至るあらゆる段階で女性差別を禁止した法律。国連の女性差別撤廃条約の批准に際して整備すべき国内法の1つとして制定された。しかし「パート・女子のみ」などの募集・採用、配置・昇進という部分の均等待遇は事業主の努力義務にとどまるなどの限界があった。1997年（平成9年）には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止や積極的格差是正（ポジティブ・アクション）の促進を盛り込む改正が、2006年（平成18年）には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

## 《さ行》

### ◇ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」とは、「ジェンダー（社会的性別）」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

### ◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

性別役割分業を女性差別の根幹とし、私的領域を含むあらゆる分野の女性差別を解消することを目的として、1979年に国連総会で採択された国際条約。歴史的に蓄積された女性の不利益な状況を遅滞なく解消するために、ポジティブアクション（暫定的差別是正措置）は差別ではないとしている。批准国は批准の翌年とその後4年毎に女子差別撤廃委員会（CEDAW）に報告書を提出する義務を負う。日本政府は現在、第6次報告書を提出し、それに対して、民法における男女で違う婚姻年齢、夫婦同姓、女性のみ再婚禁止期間など条約違反規定の改正を求めた勧告や意見が公表されている。

### ◇セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment：セクハラ）

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせを指す。相手が望まない性的な言動であり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

### ◇セーフティネット

安全網と訳される。事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにはじめ予想される事柄に備え、用意された制度などをいう。セーフティネット整備の目的は、被害を回避したり、被害を最小限に抑えることである。その概念は強制加入の社会保険制度や個人の責任で加入する各種生命保険や損害保険、公的・私的年金制度、雇用保険制度など広範囲にわたり適用される。

## 《た行》

### ◇DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本の法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的に配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある又は過去に親密な関係にあった者からの身体的、心理的、性的暴力を示す。

### ◇男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義され、男女共同参画社会の形成は男女の人権が尊重されることを旨としている。

## ◇デートDV

DVの中でも特に、10代、20代の恋人間で起こる暴力のことを示す造語。婚姻関係がある配偶者間のDVと同じ支配・隷属の構図を持つ。恋愛関係にあるため暴力で支配されると別れることが困難になる。交際関係であるため周囲の理解や支援も得にくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が適用できない。

## 《は行》

### ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

### ◇パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

### ◇福岡県子育て応援宣言企業登録制度

福岡県が、「男性も女性も子育てがしやすい職場づくり」を目指して推進している制度のこと。男女従業員の子育てを支援するための具体的取組を企業・事業所のトップが宣言し、県が登録する。制度の新たな整備に限らず、現在の制度をきちんと活用できるような仕組みづくりや職場の雰囲気づくり等、子育て応援につながる取組等も宣言のできる対象となっている。

### ◇ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

固定的な男女の役割分担の過去の経緯から、「女性議員が少ない」「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、国、地方公共団体、企業、教育研究機関などが行なう自主的かつ積極的な取組をいう。

## 《ま行》

### ◇メンタルヘルス

「心（精神）の健康」と一般的に解釈されている。ILO（国際労働機関）によるメンタルヘルスの定義では、「心に病気がない状態とみるべきではなく、困難に対処し生活を上手にコントロールして、人生のより高い目標にチャレンジできる状態であり、課題を達成できることで充実感を感じられる状態であり、精神機能をうまく発揮することによって、様々な人間活動を生産的にし、他人との関係を維持し、環境の変化に適応し、逆境に対処できる状態」としている。

## 《ら行》

### ◇ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりの段階をいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などがある。

### ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。1994年の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は個人、特に女性の人権の1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

## 《わ行》

### ◇ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のこと。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。

粕屋町男女共同参画計画

平成27年3月

発行 粕屋町 協働のまちづくり課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

電話：092-938-2311（代表） FAX：092-938-3150

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>